

令和6年8月30日（金）

# 報道関係資料

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用情勢（令和6年7月分）
- 2 令和7年3月新規学校卒業者の求人・求職等状況
- 3 全国労働衛生週間を実施します  
～ 推してます みんな笑顔の 健康職場 ～

報道関係者 各位

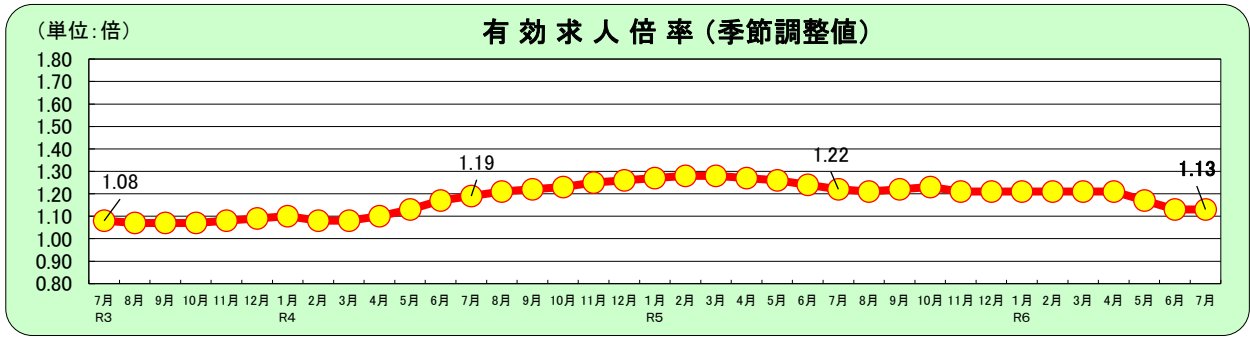
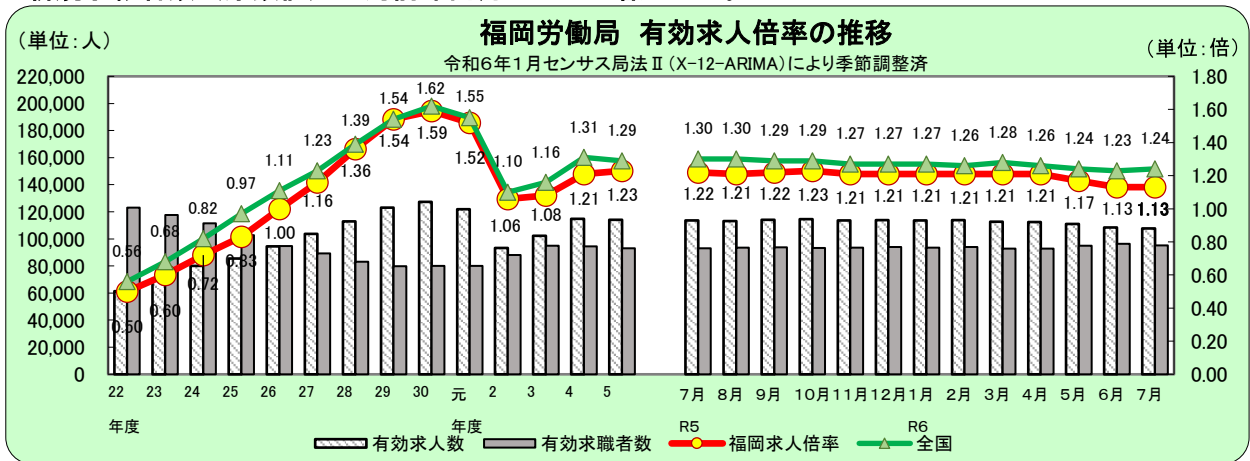
令和6年8月30日  
**【照会先】** 職業安定部 職業安定課  
 課長 岡村 克則  
 地方労働市場情報官 篠原 直樹  
 (直通電話)092 (434) 9801

## 雇用情勢（令和6年7月分）について

### 概要

■現下の雇用情勢は、改善しているものの、求人の動きにやや弱さがみられるなど物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

- ・有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.13倍で、前月と同水準となった。  
 有効求人数（季節調整値）は前月に比べ0.7%減少した。  
 有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ1.2%減少した。
- ・新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は2.17倍で、前月を+0.17ポイント上回った。  
 新規求人数（季節調整値）は前月に比べ8.4%増加した。  
 新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.3%増加した。
- ・新規求人数（原数値）は対前年同月比3.3%増加した。
- ・新規求職者数（原数値）は対前年同月比6.4%増加した。



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>6年度</b>	1.21	1.17	1.13	1.13								
5年度	1.27	1.26	1.24	1.22	1.21	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
4年度	1.10	1.13	1.17	1.19	1.21	1.22	1.23	1.25	1.26	1.27	1.28	1.28
3年度	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.07	1.07	1.08	1.09	1.10	1.08	1.08

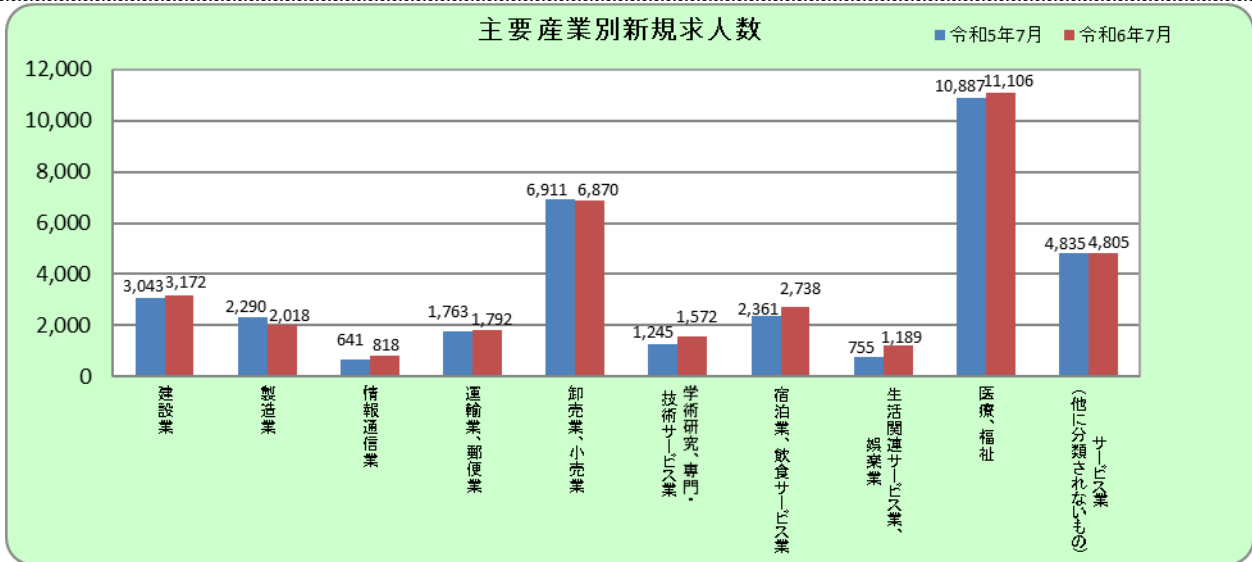
1.数値は季節調整値である(令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定)。  
 2.新規卒卒を除き、パートタイムを含む。

注) 本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。  
 注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職数等が含まれている。

# 1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

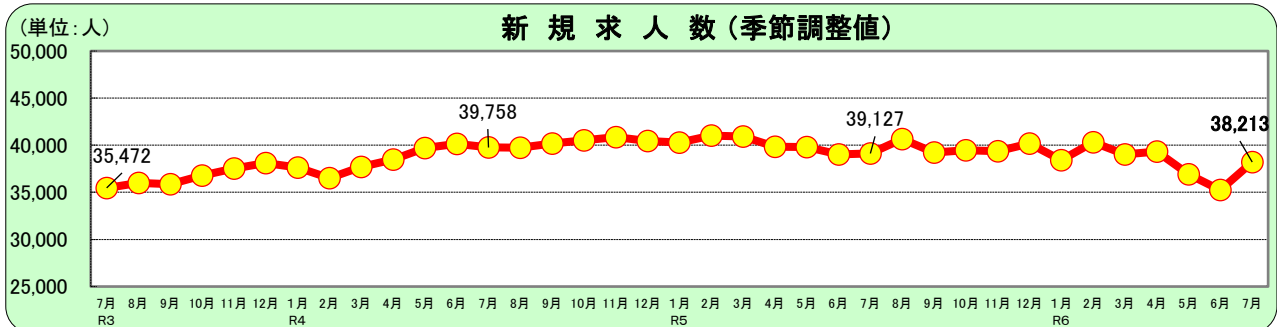
- 新規求人数は38,049人で、対前年同月比3.3%増と3か月ぶりに前年同月を上回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、学術研究、専門・技術サービス業が11か月連続、不動産業、物品賃貸業及び宿泊業、飲食サービス業が2か月連続、生活関連サービス業、娯楽業が2か月ぶり、建設業、情報通信業及び医療、福祉が3か月ぶり、運輸業、郵便業が5か月ぶりの増加となった。
- 減少した業種では、製造業が9か月連続、サービス業（他に分類されないもの）が3か月連続、卸売業、小売業が2か月連続、金融業、保険業が5か月ぶりの減少となった。
- 事業所規模別（対前年同月比）にみると、300～499人及び1,000人以上の規模で減少したが、4人以下、5～29人、30～99人、100～299人及び500～999人の規模で増加した。（P6）

建設業	( 4.2 %)	製造業	( ▲ 11.9 %)
情報通信業	( 27.6 %)	運輸業、郵便業	( 1.6 %)
卸売業、小売業	( ▲ 0.6 %)	金融業、保険業	( ▲ 24.9 %)
不動産業、物品賃貸業	( 9.2 %)	学術研究、専門・技術サービス業	( 26.3 %)
宿泊業、飲食サービス業	( 16.0 %)	生活関連サービス業、娯楽業	( 57.5 %)
医療、福祉	( 2.0 %)	サービス業(他に分類されないもの)	( ▲ 0.6 %)



(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章している。

## 《参考》■新規求人数（季節調整値）の推移



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	39,342	36,925	35,241	38,213								
5年度	39,841	39,816	39,021	39,127	40,653	39,224	39,465	39,357	40,182	38,405	40,318	39,036
4年度	38,483	39,709	40,160	39,758	39,753	40,185	40,525	40,855	40,439	40,277	41,021	40,945
3年度	34,217	33,800	34,346	35,472	36,002	35,881	36,795	37,535	38,111	37,644	36,528	37,718

1. 数値は季節調整値である（令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定）。  
2. 新規学卒を除き、パートタイムを含む。

## 2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

○ 新規求職者（パートを含む）は17,084人で、対前年同月比6.4%増と2か月ぶりに前年同月を上回った。

なお、男性求職者は対前年同月比9.9%増加し、女性求職者は同3.9%増加した。

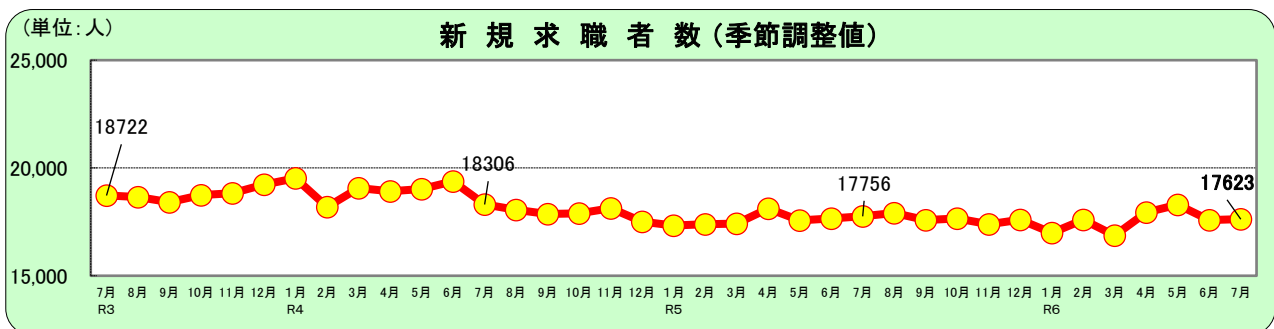
○ 新規常用求職者（パートを含む）を状態別でみると、離職者は対前年同月比5.1%増（2か月ぶり）、うち事業主都合は同5.9%増（2か月連続）、自己都合は同4.0%増（2か月ぶり）となり、在職者は同12.4%増（2か月ぶり）、無業者は同1.9%増（2か月ぶり）となった。

なお、年齢別では、29歳以下の年齢層で減少したが、30歳以上の年齢層で増加した。（P7）

### 新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者			無業者				
			前年同月比	前年同月比	前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比	前年同月比		
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
3年度計	221,747	2.9	57,762	15.8	144,686	▲ 2.7	35,214	▲ 18.9	99,796	2.9	19,299	14.3
4年度計	217,324	▲ 2.0	54,058	▲ 6.4	143,511	▲ 0.8	32,881	▲ 6.6	101,634	1.8	19,755	2.4
5年度計	209,785	▲ 3.5	50,744	▲ 6.1	140,743	▲ 1.9	32,294	▲ 1.8	99,929	▲ 1.7	18,298	▲ 7.4
5年 7月	16,012	▲ 2.9	3,609	▲ 11.4	10,974	0.1	2,610	2.0	7,802	0.1	1,429	▲ 2.5
8月	16,912	▲ 3.0	4,135	▲ 4.5	11,220	▲ 1.9	2,342	2.2	8,286	▲ 1.9	1,557	▲ 6.5
9月	16,878	▲ 1.5	4,036	▲ 5.3	11,281	0.5	2,213	▲ 3.1	8,457	1.6	1,561	▲ 5.8
10月	17,900	2.5	4,081	▲ 0.2	12,283	3.9	2,858	1.7	8,741	5.0	1,536	▲ 1.1
11月	14,827	▲ 6.0	3,817	▲ 6.3	9,672	▲ 6.0	2,050	▲ 10.3	7,083	▲ 4.6	1,338	▲ 4.7
12月	12,660	▲ 1.6	3,659	▲ 3.3	7,917	▲ 1.5	1,809	2.0	5,644	▲ 2.9	1,084	2.9
6年 1月	18,249	0.1	5,106	4.6	11,749	▲ 1.4	2,436	▲ 0.1	8,652	▲ 1.9	1,394	▲ 3.3
2月	17,602	▲ 2.1	5,169	▲ 3.6	10,911	▲ 1.4	2,309	3.9	7,938	▲ 3.0	1,522	▲ 2.1
3月	17,551	▲ 7.4	4,877	▲ 8.7	10,947	▲ 6.9	2,340	▲ 4.4	7,921	▲ 8.0	1,727	▲ 6.7
4月	25,505	4.3	4,230	7.7	19,331	3.7	5,800	6.1	11,917	2.7	1,944	3.5
5月	19,919	3.1	4,414	7.3	13,783	2.2	3,307	▲ 0.6	9,584	2.8	1,722	0.6
6月	16,304	▲ 6.5	4,123	▲ 2.2	10,712	▲ 8.1	2,546	0.4	7,561	▲ 10.8	1,469	▲ 5.8
7月	17,043	6.4	4,056	12.4	11,531	5.1	2,765	5.9	8,114	4.0	1,456	1.9

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移



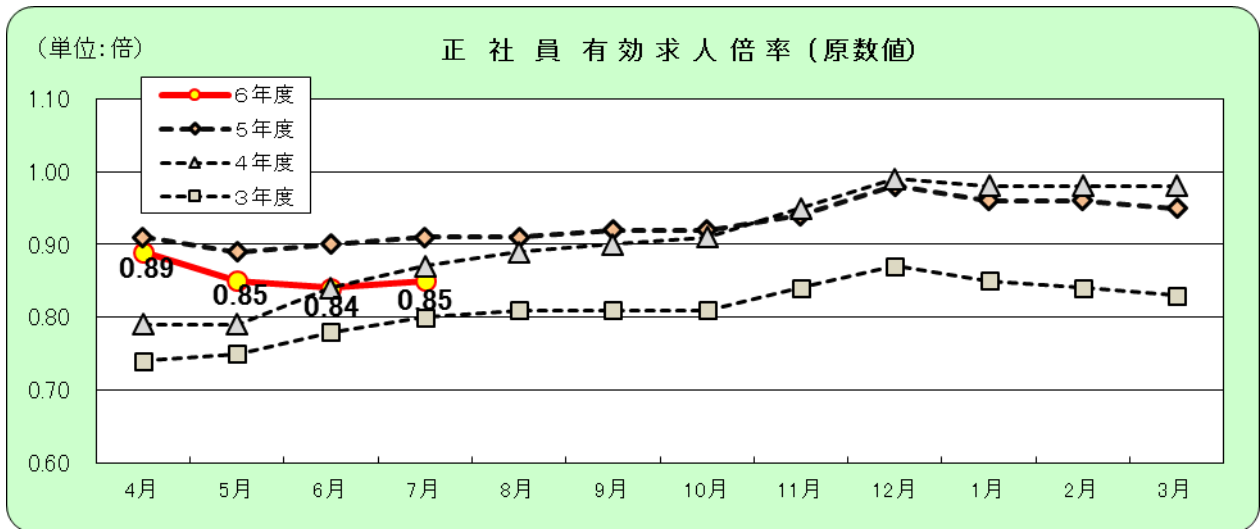
有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>6年度</b>	17,936	18,291	17,577	17,623								
<b>5年度</b>	18,124	17,571	17,658	17,756	17,917	17,584	17,663	17,391	17,594	16,994	17,591	16,867
<b>4年度</b>	18,913	19,024	19,382	18,306	18,065	17,868	17,897	18,138	17,511	17,325	17,391	17,415
<b>3年度</b>	18,571	16,587	18,080	18,722	18,654	18,411	18,746	18,831	19,230	19,522	18,196	19,072

1.数値は季節調整値である（令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定）。

2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

### 3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○ 正社員有効求人倍率は0.85倍となり、前年同月を0.06ポイント下回った。



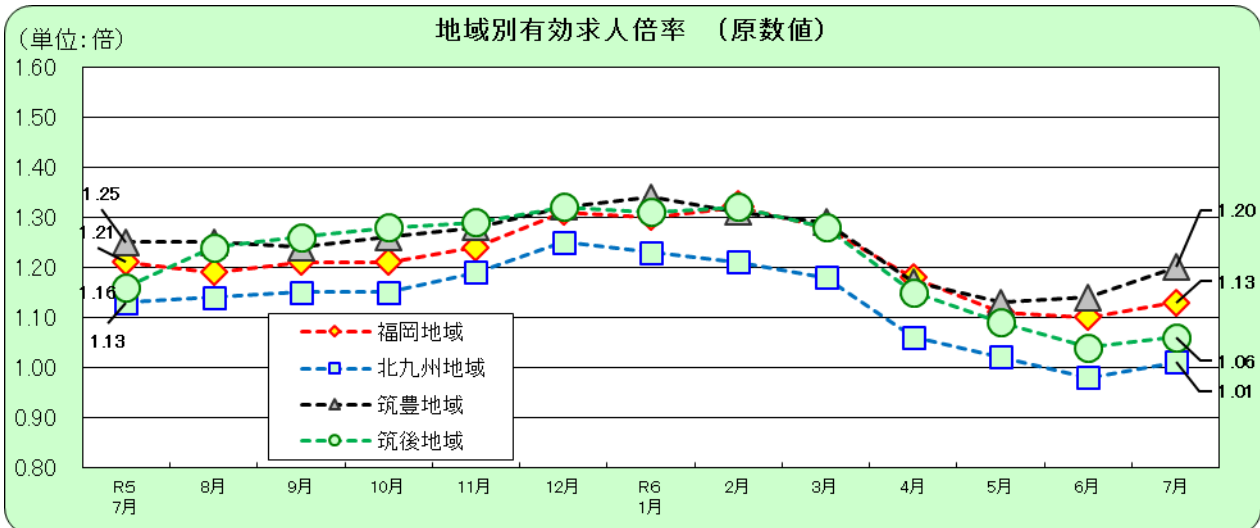
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	0.89	0.85	0.84	0.85								
5年度	0.91	0.89	0.90	0.91	0.91	0.92	0.92	0.94	0.98	0.96	0.96	0.95
4年度	0.79	0.79	0.84	0.87	0.89	0.90	0.91	0.95	0.99	0.98	0.98	0.98
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84	0.87	0.85	0.84	0.83

数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

### 4 地域別有効求人倍率の動向(原数値)【表6】

○ 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は1.13倍で0.08ポイント、北九州地域では1.01倍で0.12ポイント、筑豊地域は1.20倍で0.05ポイント、筑後地域は1.06倍で0.10ポイント前年同月を下回った。



地域別有効求人倍率	R5 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
福岡地域	1.21	1.19	1.21	1.21	1.24	1.31	1.30	1.32	1.28	1.18	1.11	1.10	1.13
北九州地域	1.13	1.14	1.15	1.15	1.19	1.25	1.23	1.21	1.18	1.06	1.02	0.98	1.01
筑豊地域	1.25	1.25	1.24	1.26	1.28	1.32	1.34	1.31	1.29	1.17	1.13	1.14	1.20
筑後地域	1.16	1.24	1.26	1.28	1.29	1.32	1.31	1.32	1.28	1.15	1.09	1.04	1.06

数値は原数値である。

表1 一般職業紹介状況

令和6年7月

		6年 7月	6年 6月	5年 7月	対前月	原数値	季節調整値
					増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	対前月 増減率、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数(人)	95,108 97,172	96,259 100,427	93,158 94,004	▲ 3.2	3.4	▲ 1.2
	2 新規求職申込件数(件)	17,623 17,084	17,577 16,343	17,756 16,055	4.5	6.4	0.3
	3 月間有効求人数(人)	107,619 106,597	108,336 106,852	113,584 111,513	▲ 0.2	▲ 4.4	▲ 0.7
	4 新規求人数(人)	38,213 38,049	35,241 35,287	39,127 36,825	7.8	3.3	8.4
	5 就職件数(件)	4,100	4,241	3,925	▲ 3.3	4.5	—
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.13	1.13	1.22	—	—	0.00
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.17	2.00	2.20	—	—	0.17
フ ル タ イ ム	1 月間有効求職者数(人)	59,192	60,344	58,359	▲ 1.9	1.4	
	2 新規求職申込件数(件)	10,947	10,105	10,566	8.3	3.6	
	3 月間有効求人数(人)	63,756	64,215	68,163	▲ 0.7	▲ 6.5	
	4 新規求人数(人)	22,822	20,816	22,573	9.6	1.1	
	5 就職件数(件)	2,331	2,221	2,215	5.0	5.2	
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.08	1.06	1.17	0.02	▲0.09	
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.08	2.06	2.14	0.02	▲0.06	
パ ー ト	1 月間有効求職者数(人)	37,980	40,083	35,645	▲ 5.2	6.6	
	2 新規求職申込件数(件)	6,137	6,238	5,489	▲ 1.6	11.8	
	3 月間有効求人数(人)	42,841	42,637	43,350	0.5	▲ 1.2	
	4 新規求人数(人)	15,227	14,471	14,252	5.2	6.8	
	5 就職件数(件)	1,769	2,020	1,710	▲ 12.4	3.5	
	6 有効求人倍率(受理地別)(倍)	1.13	1.06	1.22	0.07	▲0.09	
	7 新規求人倍率(受理地別)(倍)	2.48	2.32	2.60	0.16	▲0.12	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。

ただし「全数」1～4欄上段及び6、7欄は 季節調整値

季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(令和6年1月分公表時に改定済み)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

令和6年7月

	全 数	パート除く	パートタイム	対前年増減率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
<b>合 計</b>	<b>38,049</b>	<b>22,822</b>	<b>15,227</b>	<b>3.3</b>	<b>1.1</b>	<b>6.8</b>
<b>A、B 農林漁業</b>	<b>116</b>	<b>36</b>	<b>80</b>	<b>12.6</b>	<b>▲ 20.0</b>	<b>37.9</b>
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>300.0</b>	<b>700.0</b>	<b>▲ 100.0</b>
(052 石炭・亜炭鉱業)	0	0	0	—	—	—
<b>D 建設業</b>	<b>3,172</b>	<b>2,997</b>	<b>175</b>	<b>4.2</b>	<b>5.5</b>	<b>▲ 12.9</b>
(06 総合工事業)	1,395	1,314	81	▲ 2.7	▲ 2.6	▲ 3.6
<b>E 製造業</b>	<b>2,018</b>	<b>1,558</b>	<b>460</b>	<b>▲ 11.9</b>	<b>▲ 10.5</b>	<b>▲ 16.2</b>
09 食料品製造業	483	232	251	▲ 15.1	▲ 21.4	▲ 8.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	22	15	7	▲ 67.6	▲ 54.5	▲ 80.0
11 繊維工業	43	27	16	▲ 40.3	▲ 34.1	▲ 48.4
12 木材・木製品製造業	28	26	2	▲ 86.7	▲ 85.7	100.0
13 家具・装備品製造業	62	49	13	14.8	2.1	116.7
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	12	11	1	▲ 57.1	▲ 35.3	▲ 90.9
15 印刷・同関連業	33	30	3	▲ 52.2	▲ 44.4	▲ 80.0
16 化学工業	74	63	11	2.8	3.3	0.0
17 石油製品・石炭製品製造業	22	22	0	1000.0	1000.0	—
18 プラスチック製品製造業	85	66	19	44.1	40.4	58.3
19 ゴム製品製造業	24	22	2	▲ 36.8	▲ 12.0	▲ 84.6
21 窯業・土石製品製造業	84	70	14	▲ 31.7	▲ 34.0	▲ 17.6
22 鉄鋼業	81	78	3	39.7	39.3	50.0
23 非鉄金属製造業	12	10	2	▲ 40.0	▲ 47.4	100.0
24 金属製品製造業	290	260	30	5.1	1.2	57.9
25 はん用機械器具製造業	132	130	2	▲ 20.0	▲ 8.5	▲ 91.3
26 生産用機械器具製造業	86	72	14	▲ 19.6	▲ 27.3	75.0
27 業務用機械器具製造業	16	15	1	23.1	36.4	▲ 50.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	9	2	▲ 66.7	▲ 60.9	▲ 80.0
29 電気機械器具製造業	137	88	49	▲ 2.1	▲ 20.0	63.3
30 情報通信機械器具製造業	1	0	1	▲ 83.3	▲ 100.0	0.0
28,30 ハードウェア製造関係	12	9	3	▲ 69.2	▲ 67.9	▲ 72.7
31 輸送用機械器具製造業	245	242	3	▲ 10.6	▲ 4.7	▲ 85.0
(311 自動車・同附属品)	220	220	0	▲ 6.8	0.9	▲ 100.0
(313 船舶製造・修理業、船用機関)	11	10	1	▲ 56.0	▲ 58.3	0.0
(273,274,275,323 精密機械器具等)	16	15	1	23.1	36.4	▲ 50.0
(275 光学機械器具・レンズ)	0	0	0	—	—	—
(323 時計・同部分品)	0	0	0	—	—	—
20,32 その他の製造業	35	21	14	20.7	▲ 4.5	100.0
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>52</b>	<b>49</b>	<b>3</b>	<b>(85.7)</b>	<b>(113.0)</b>	<b>(▲ 40.0)</b>
<b>G 情報通信業</b>	<b>818</b>	<b>741</b>	<b>77</b>	<b>27.6</b>	<b>26.7</b>	<b>37.5</b>
(39 情報サービス業)	682	642	40	26.3	27.1	14.3
<b>H 運輸業、郵便業</b>	<b>1,792</b>	<b>1,453</b>	<b>339</b>	<b>(1.6)</b>	<b>(6.8)</b>	<b>(▲ 15.7)</b>
<b>I 卸売業、小売業</b>	<b>6,870</b>	<b>2,740</b>	<b>4,130</b>	<b>(▲ 0.6)</b>	<b>(▲ 16.6)</b>	<b>(13.9)</b>
(50～55 卸売業)	1,287	810	477	(▲ 15.6)	(▲ 15.2)	(▲ 16.2)
(56～61 小売業)	5,583	1,930	3,653	(3.6)	(▲ 17.1)	(19.5)
(56 各種商品小売業)	2,724	155	2,569	(75.7)	(496.2)	(68.6)
<b>J 金融業、保険業</b>	<b>166</b>	<b>103</b>	<b>63</b>	<b>▲ 24.9</b>	<b>▲ 29.9</b>	<b>▲ 14.9</b>
<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>	<b>750</b>	<b>501</b>	<b>249</b>	<b>9.2</b>	<b>11.3</b>	<b>5.1</b>
(70 物品賃貸業)	265	201	64	▲ 7.0	▲ 1.0	▲ 22.0
<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>	<b>1,572</b>	<b>1,147</b>	<b>425</b>	<b>26.3</b>	<b>32.6</b>	<b>11.8</b>
(73 広告業)	71	54	17	97.2	125.0	41.7
<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>	<b>2,738</b>	<b>1,158</b>	<b>1,580</b>	<b>16.0</b>	<b>14.0</b>	<b>17.5</b>
(75 宿泊業)	230	55	175	69.1	▲ 14.1	143.1
(76 飲食店)	1,933	1,064	869	8.2	17.6	▲ 1.5
<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>	<b>1,189</b>	<b>741</b>	<b>448</b>	<b>57.5</b>	<b>74.8</b>	<b>35.3</b>
<b>O 教育、学習支援業</b>	<b>491</b>	<b>223</b>	<b>268</b>	<b>▲ 36.7</b>	<b>▲ 43.0</b>	<b>▲ 30.4</b>
<b>P 医療、福祉</b>	<b>11,106</b>	<b>6,336</b>	<b>4,770</b>	<b>(2.0)</b>	<b>(1.0)</b>	<b>(3.4)</b>
(83 医療業)	4,125	2,610	1,515	(▲ 4.7)	(▲ 4.3)	(▲ 5.5)
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,974	3,722	3,252	(7.0)	(5.8)	(8.4)
<b>Q 複合サービス事業</b>	<b>172</b>	<b>96</b>	<b>76</b>	<b>65.4</b>	<b>45.5</b>	<b>100.0</b>
<b>R サービス業(他に分類されないもの)</b>	<b>4,805</b>	<b>2,867</b>	<b>1,938</b>	<b>(▲ 0.6)</b>	<b>(▲ 4.0)</b>	<b>(4.8)</b>
<b>S、T 公務・その他</b>	<b>214</b>	<b>68</b>	<b>146</b>	<b>23.7</b>	<b>▲ 5.6</b>	<b>44.6</b>
事業規模						
4人以下	6,428	3,451	2,977	8.5	▲ 2.8	25.5
5～29	18,447	11,453	6,994	0.6	1.2	▲ 0.2
30～99	8,278	5,352	2,926	8.1	7.5	9.1
100～299	3,709	1,754	1,955	1.0	▲ 8.6	11.5
300～499	515	381	134	▲ 5.9	▲ 1.3	▲ 16.8
500～999	378	224	154	10.2	▲ 2.2	35.1
1000人以上	294	207	87	▲ 16.0	8.9	▲ 45.6

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章している。令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について( )で示している。



表3 一般求職者内訳

	6年7月	6年6月	5年7月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 17,084	※ 16,343	※ 16,055	6.4
男	7,418	6,788	6,750	9.9
女	9,644	9,531	9,284	3.9
うち受給者	5,789	5,218	5,434	6.5
有効求職者	※ 97,172	※ 100,427	※ 94,004	3.4
男	43,287	45,082	41,472	4.4
女	53,739	55,206	52,392	2.6
うち受給者	39,128	38,222	38,812	0.8

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	6年7月	6年6月	5年7月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	32,963	30,532	32,622	1.0
新規求職	17,043	16,304	16,012	6.4
29歳以下	2,973	2,917	3,060	▲ 2.8
30～44歳	4,364	4,123	4,335	0.7
45～54歳	3,480	3,297	3,283	6.0
55歳以上	6,226	5,967	5,334	16.7
新規求人倍率(受理地別)	1.93	1.87	2.04	▲ 0.11
有効求人	92,715	93,419	98,494	▲ 5.9
有効求職	96,936	100,164	93,763	3.4
29歳以下	17,635	18,112	17,848	▲ 1.2
30～44歳	26,202	26,518	26,286	▲ 0.3
45～54歳	19,661	19,843	18,962	3.7
55歳以上	33,438	35,691	30,667	9.0
有効求人倍率(受理地別)	0.96	0.93	1.05	▲ 0.09

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。(原数値)



表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和6年7月

		6年7月	6年6月	5年7月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	59,126	60,270	58,280	1.5
	2 新規求職申込件数 (件)	10,932	10,093	10,547	3.7
	3 月間有効求人 (人)	60,960	61,392	64,746	▲ 5.8
	4 新規求人数 (人)	21,759	19,807	21,432	1.5
	5 就職件数 (件)	2,244	2,149	2,130	5.4
	6 充足数 (件)	2,297	2,241	2,194	4.7
	7 有効求人倍率(受理地別)(3/1)(倍)	1.03	1.02	1.11	▲0.08
	8 新規求人倍率(受理地別)(4/2)(倍)	1.99	1.96	2.03	▲0.04
	9 就職率(5/2×100) (%)	20.5	21.3	20.2	0.3
	10 充足率(6/4×100) (%)	10.6	11.3	10.2	0.4
正 社 員	11 月間有効求人 (人)	50,448	50,770	52,849	▲ 4.5
	12 新規求人数 (人)	17,757	16,700	17,393	2.1
	13 就職件数 (件)	1,857	1,762	1,756	5.8
	14 充足数 (件)	1,865	1,827	1,789	4.2
	15 有効求人倍率(受理地別)(11/1)(倍)	0.85	0.84	0.91	▲0.06
	16 充足率(14/12×100)(%)	10.5	10.9	10.3	0.2
常用 的 パ ー ト タ イ ム	17 月間有効求職者数 (人)	37,810	39,894	35,483	6.6
	18 新規求職申込件数 (件)	6,111	6,211	5,465	11.8
	19 月間有効求人 (人)	31,755	32,027	33,748	▲ 5.9
	20 新規求人数 (人)	11,204	10,725	11,190	0.1
	21 就職件数 (件)	1,629	1,783	1,522	7.0
	22 充足数 (件)	1,672	1,868	1,573	6.3
	23 有効求人倍率(受理地別)(19/17)(倍)	0.84	0.80	0.95	▲0.11
	24 新規求人倍率(受理地別)(20/18)(倍)	1.83	1.73	2.05	▲0.22
	25 就職率(21/18×100) (%)	26.7	28.7	27.8	▲ 1.1
	26 充足率(22/20×100) (%)	14.9	17.4	14.1	0.8

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 雇用失業情勢主要指標（福岡県）

	令和5年度												令和6年度							
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月							
有効求人倍率 (受理地別)	全国	1.10	1.16	1.31	1.29	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.26	1.24	1.23	1.24	1.24	1.24	1.24
	福岡県	▲ 0.45	0.06	▲ 0.15	▲ 0.02	▲ 0.01	▲ 0.00	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.00	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01
	福岡	1.06	1.08	1.21	1.23	1.22	1.23	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.17	1.13	1.13	1.13
	福岡	▲ 0.46	0.02	0.13	0.02	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 0.00	▲ 0.00	▲ 0.00	▲ 0.00	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.04	0.00
	北九州	1.08	1.07	1.19	1.24	1.21	1.24	1.19	1.21	1.24	1.31	1.31	1.30	1.32	1.28	1.18	1.11	1.10	1.13	1.13
	福岡	▲ 0.59	▲ 0.01	0.12	0.05	0.07	0.03	0.04	0.01	0.02	0.19	0.02	▲ 0.04	▲ 0.05	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 0.09	▲ 0.10	▲ 0.10	▲ 0.08
	北九州	1.00	1.04	1.15	1.15	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.25	1.25	1.23	1.21	1.18	1.06	1.02	0.98	1.01	1.01
	福岡	▲ 0.37	0.04	0.11	0.00	0.02	0.00	0.01	▲ 0.03	▲ 0.03	▲ 0.02	▲ 0.00	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.10	▲ 0.10	▲ 0.12
	筑豊	1.04	1.09	1.28	1.28	1.25	1.25	1.24	1.24	1.26	1.32	1.32	1.34	1.31	1.29	1.17	1.13	1.14	1.20	1.20
	福岡	▲ 0.22	0.05	0.19	0.00	0.06	▲ 0.04	▲ 0.07	▲ 0.07	▲ 0.07	▲ 0.14	▲ 0.15	▲ 0.07	▲ 0.08	▲ 0.13	▲ 0.13	▲ 0.11	▲ 0.10	▲ 0.05	▲ 0.05
筑後	1.09	1.15	1.34	1.25	1.16	1.24	1.24	1.26	1.28	1.29	1.32	1.31	1.32	1.28	1.15	1.09	1.04	1.06	1.06	
福岡	▲ 0.33	0.06	0.19	▲ 0.09	▲ 0.13	▲ 0.10	▲ 0.08	▲ 0.06	▲ 0.06	▲ 0.11	▲ 0.15	▲ 0.16	▲ 0.16	▲ 0.13	▲ 0.11	▲ 0.09	▲ 0.11	▲ 0.10	▲ 0.10	
全国	1.90	2.08	2.30	2.29	2.27	2.31	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17	2.16	2.26	2.22	2.22	
福岡県	▲ 0.45	0.18	0.22	▲ 0.01	▲ 0.04	0.04	0.06	▲ 0.06	▲ 0.06	0.00	0.00	0.03	▲ 0.02	0.02	▲ 0.21	▲ 0.01	0.10	▲ 0.04	▲ 0.04	
福岡県	1.82	1.94	2.21	2.25	2.20	2.27	2.23	2.23	2.23	2.26	2.28	2.26	2.29	2.31	2.19	2.02	2.00	2.17	2.17	
福岡県	▲ 0.41	0.12	0.27	0.04	▲ 0.01	0.07	▲ 0.04	0.00	0.00	0.03	0.02	▲ 0.02	0.03	0.02	▲ 0.12	▲ 0.17	▲ 0.02	0.17	0.17	
有効求人数	93,284	102,173	114,758	114,123	111,513	111,865	112,655	114,398	113,221	112,858	113,586	116,987	116,583	113,491	110,639	106,852	106,597	106,597	106,597	
新規求人数	▲ 23.5	9.5	12.3	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 2.8	▲ 3.2	▲ 5.3	▲ 3.3	▲ 3.4	▲ 6.2	▲ 4.4	▲ 4.4	
有効求職者数	394,204	432,818	482,377	472,589	36,825	39,313	39,198	40,557	38,293	38,507	40,302	41,673	39,161	38,748	38,044	35,287	38,049	38,049	38,049	
新規求職者数	▲ 21.1	9.8	11.5	▲ 2.0	▲ 3.3	1.8	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 4.1	▲ 2.2	▲ 3.0	▲ 3.8	▲ 9.6	▲ 1.3	▲ 3.2	▲ 14.4	▲ 3.3	▲ 3.3	▲ 3.3	
有効求職者数	88,133	94,982	94,492	93,112	94,004	93,670	93,525	94,196	91,258	86,798	88,099	90,314	92,516	98,931	101,764	100,427	97,172	97,172	97,172	
新規求職者数	10.0	7.8	▲ 0.5	▲ 1.5	▲ 3.0	▲ 1.9	▲ 0.7	0.5	0.3	1.3	1.6	1.8	0.5	2.0	3.5	2.8	3.4	3.4	3.4	
就職件数	216,236	222,581	218,099	210,290	16,055	16,945	16,918	17,949	14,865	12,692	18,286	17,635	17,587	25,593	19,967	16,343	17,084	17,084	17,084	
就職件数	▲ 3.6	2.9	▲ 2.0	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 1.6	2.5	▲ 6.1	▲ 1.7	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 7.5	4.4	3.1	▲ 6.5	6.4	6.4	6.4	
雇用保険適用事業所数	53,164	54,330	52,223	51,365	3,925	3,912	4,345	4,342	4,068	3,739	3,444	4,580	5,219	4,609	4,707	4,241	4,100	4,100	4,100	
雇用保険被保険者数	▲ 17.5	2.2	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 6.6	▲ 2.2	0.8	0.6	▲ 0.2	4.3	1.7	3.2	▲ 6.4	0.5	1.9	▲ 7.5	4.5	4.5	4.5	
資格取得者数	94,731	96,818	98,436	99,396	99,395	99,513	98,966	99,238	99,376	99,452	99,634	99,804	99,914	100,009	100,189	100,256	100,374	100,374	100,374	
資格取得者数	1.9	2.2	1.7	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
資格喪失者数	1,769,489	1,774,518	1,772,163	1,773,727	1,778,366	1,777,425	1,775,318	1,774,259	1,777,271	1,780,496	1,773,010	1,772,548	1,770,778	1,760,114	1,782,271	1,784,092	1,784,073	1,784,073	1,784,073	
資格喪失者数	1.2	0.3	▲ 0.1	0.1	▲ 0.3	0.1	0.0	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
資格取得者数	344,650	339,546	355,319	354,492	26,703	25,958	24,818	28,564	25,745	22,617	23,196	24,115	23,867	46,989	51,729	28,719	27,856	27,856	27,856	
資格取得者数	▲ 8.8	▲ 1.5	4.6	▲ 0.2	▲ 1.1	3.7	7.1	4.5	▲ 8.6	2.3	6.7	1.2	▲ 10.7	2.6	▲ 4.8	▲ 0.2	4.3	4.3	4.3	
資格喪失者数	330,242	335,828	351,617	347,814	26,905	26,899	26,759	29,777	22,616	19,738	30,563	24,346	25,379	58,121	30,546	26,239	27,781	27,781	27,781	
資格喪失者数	▲ 6.5	1.7	4.7	▲ 1.1	1.1	▲ 0.9	4.6	▲ 4.2	▲ 9.1	▲ 2.5	4.2	▲ 2.5	▲ 9.2	▲ 0.8	1.6	0.3	3.3	3.3	3.3	
受給者実人員(一般)	22,673	21,336	20,597	21,043	23,699	24,462	22,460	22,653	21,348	20,083	19,827	18,988	17,968	19,072	21,388	21,340	24,681	24,681	24,681	
受給者実人員(一般)	16.2	▲ 5.9	▲ 3.5	2.2	4.1	▲ 0.1	0.7	5.9	4.5	2.4	3.1	2.2	▲ 2.4	4.2	2.2	▲ 2.0	4.1	4.1	4.1	
完全失業率	2.9	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	
九州ブロック(福岡県)	-	-	-	-	-	2.9(2.9)	2.9	2.5	2.5(2.7)	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.8(※)	2.8	2.8	2.8	

(注)1. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定)。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。

2. は、前年同月比

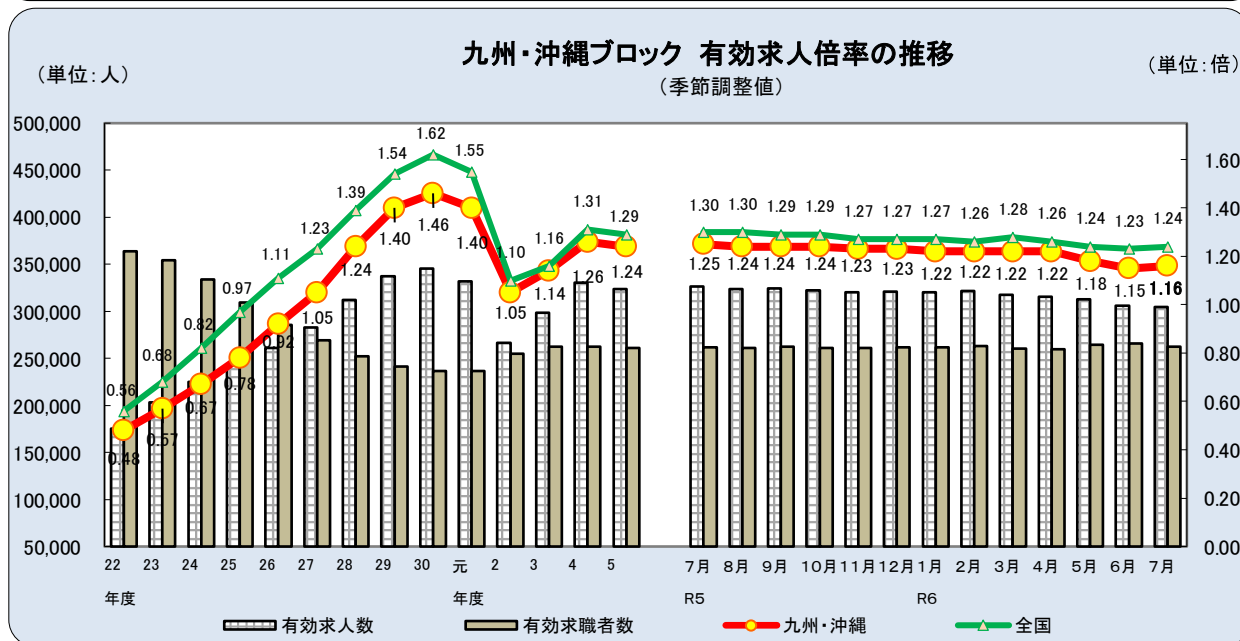
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。

4. 年度計の有効求職者数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。

5. 九州・沖縄ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州・沖縄ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

## 九州・沖縄地域の雇用情勢 (令和6年7月分)

- 有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.16倍で、前月を+0.01ポイント上回った。
  - ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ0.6%減少した。
  - ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ1.2%減少した。
- 新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は2.07倍となり、前月を+0.07ポイント上回った。
  - ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ4.3%増加した。
  - ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.9%増加した。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ0.6%増加した。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ4.6%増加した。



■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	1.22	1.18	1.15	1.16								
令和5年度	1.28	1.27	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22
令和4年度	1.19	1.20	1.23	1.24	1.25	1.26	1.27	1.29	1.29	1.30	1.29	1.29
令和3年度	1.08	1.10	1.12	1.12	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.17	1.17	1.17
令和2年度	1.18	1.09	1.05	1.03	1.01	0.99	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.07

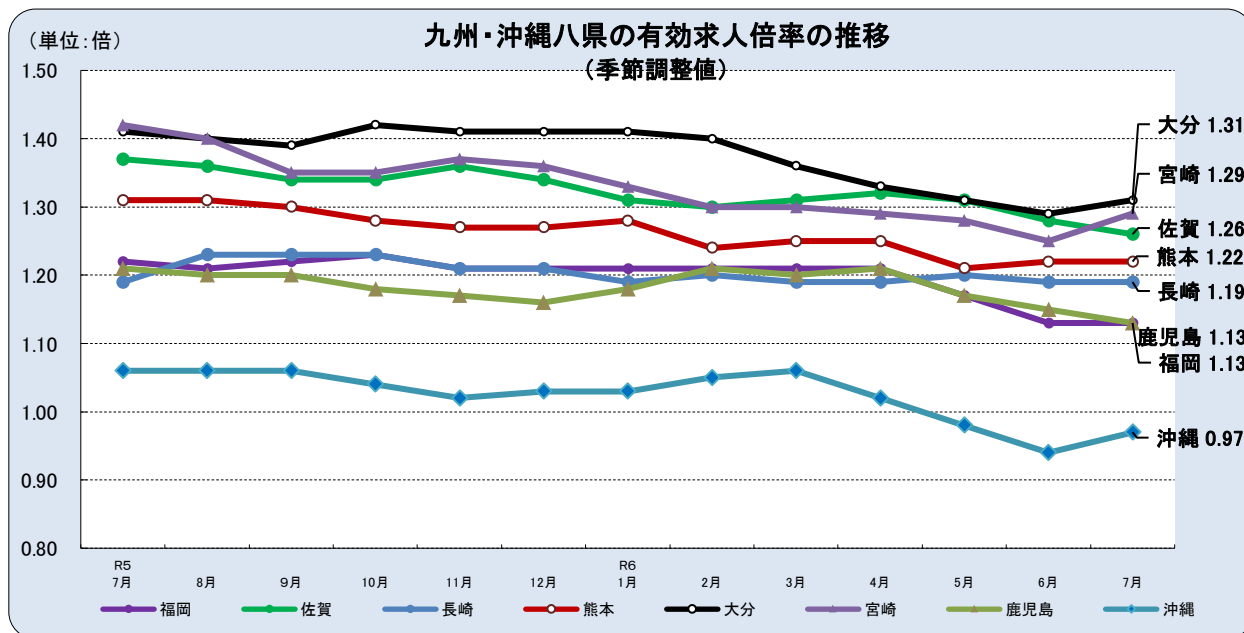
有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	315,616	312,627	306,283	304,378								
令和5年度	330,373	328,915	327,651	326,357	323,865	324,113	322,571	320,622	321,086	320,321	321,501	317,233
令和4年度	316,956	323,232	328,320	330,172	330,596	330,892	332,632	333,100	333,568	334,581	335,307	332,751
令和3年度	283,904	286,186	285,708	289,073	292,863	295,477	297,984	303,677	307,538	313,586	311,683	312,988
令和2年度	274,796	254,925	253,115	256,937	260,412	257,894	265,447	271,274	273,142	273,003	274,291	279,036

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	259,688	264,299	265,639	262,509								
令和5年度	258,322	258,532	259,977	261,864	260,934	262,125	261,014	261,163	262,083	261,979	263,262	260,315
令和4年度	267,176	268,403	267,417	265,642	264,360	262,104	261,215	258,951	258,802	258,149	259,129	258,712
令和3年度	262,517	260,339	256,118	257,116	261,106	261,997	262,341	263,975	265,628	268,282	266,450	266,552
令和2年度	232,747	234,437	241,225	250,140	258,135	259,705	264,089	267,254	268,294	264,268	261,842	260,776

※数値は季節調整値(令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定)。

注) 本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

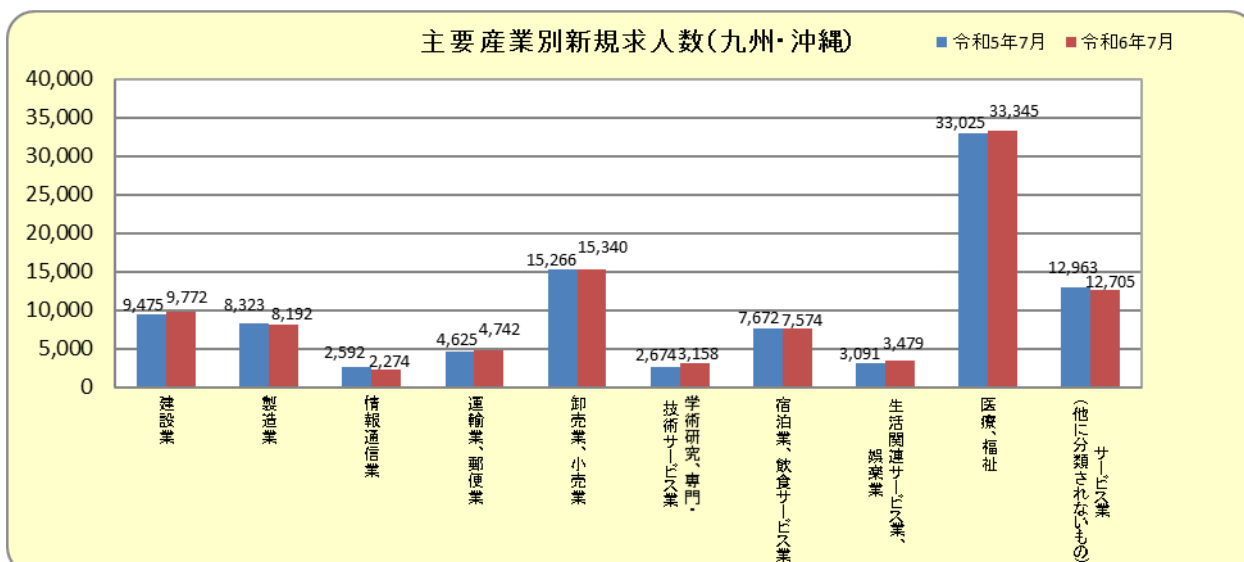
注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。



	R5 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	前月差
全国	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24	0.01
九州・沖縄	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22	1.22	1.18	1.15	1.16	0.01
福岡	1.22	1.21	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.17	1.13	1.13	0.00
佐賀	1.37	1.36	1.34	1.34	1.36	1.34	1.31	1.30	1.31	1.32	1.31	1.28	1.26	▲ 0.02
長崎	1.19	1.23	1.23	1.23	1.21	1.21	1.19	1.20	1.19	1.19	1.20	1.19	1.19	0.00
熊本	1.31	1.31	1.30	1.28	1.27	1.27	1.28	1.24	1.25	1.25	1.21	1.22	1.22	0.00
大分	1.41	1.40	1.39	1.42	1.41	1.41	1.41	1.40	1.36	1.33	1.31	1.29	1.31	0.02
宮崎	1.42	1.40	1.35	1.35	1.37	1.36	1.33	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.29	0.04
鹿児島	1.21	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.18	1.21	1.20	1.21	1.17	1.15	1.13	▲ 0.02
沖縄	1.06	1.06	1.06	1.04	1.02	1.03	1.03	1.05	1.06	1.02	0.98	0.94	0.97	0.03

■産業別新規求人数の対前年同月比 (九州・沖縄計)

建設業	( 3.1 %)	製造業	( ▲ 1.6 %)
情報通信業	( ▲ 12.3 %)	運輸業、郵便業	( 2.5 %)
卸売業、小売業	( 0.5 %)	金融業、保険業	( ▲ 12.1 %)
不動産業、物品賃貸業	( 6.0 %)	学術研究、専門・技術サービス業	( 18.1 %)
宿泊業、飲食サービス業	( ▲ 1.3 %)	生活関連サービス業、娯楽業	( 12.6 %)
医療、福祉	( 1.0 %)	サービス業(他に分類されないもの)	( ▲ 2.0 %)



(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章している。

## 九州・沖縄八県労働市場主要指標

項目	単位	令和6年7月								合計						
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県							
1 新規求職者数 季節調整値	人	17,084	3,141	4,880	5,817	6.1	3,824	0.6	4,009	▲ 0.3	6,430	3.1	5,175	4.0	50,360	4.6
		17,623	3,282	5,089	5,645	3.0	3,939	1.6	4,038	▲ 4.1	6,778	4.5	5,400	▲ 3.5	51,794	0.9
2 新規求人数 季節調整値	人	38,049	6,865	9,200	11,380	▲ 1.4	8,308	▲ 3.7	9,666	▲ 4.6	14,273	6.4	9,815	▲ 5.0	107,556	0.6
		38,213	6,592	9,343	11,453	▲ 9.1	8,140	3.1	9,482	5.1	14,005	5.9	9,938	1.1	107,166	4.3
3 有効求職者数 季節調整値	人	97,172	15,054	22,587	29,268	2.1	17,926	▲ 1.3	20,877	▲ 0.6	34,774	0.4	28,811	1.6	266,469	1.5
		95,108	14,917	22,455	28,413	▲ 1.2	17,803	▲ 2.5	20,334	▲ 3.1	34,389	▲ 0.3	29,090	▲ 1.6	262,509	▲ 1.2
4 有効求人数 季節調整値	人	106,597	18,534	25,749	33,747	▲ 5.6	23,024	▲ 8.7	25,924	▲ 9.2	38,204	▲ 5.6	27,003	▲ 7.5	298,782	▲ 5.7
		107,619	18,826	26,611	34,694	▲ 1.4	23,285	▲ 0.8	26,223	▲ 0.3	38,948	▲ 1.6	28,172	1.5	304,378	▲ 0.6
5 就職者数	人	4,100	976	1,820	1,632	▲ 4.7	1,412	0.1	1,568	▲ 0.2	2,099	▲ 0.4	1,303	▲ 3.6	14,910	0.2
6 紹介件数	件	13,378	2,685	4,663	4,201	1.1	3,406	▲ 1.6	3,621	▲ 3.2	5,045	3.2	3,704	0.6	40,703	3.0
7 新規求人倍率 受接地別・ 季節調整値	倍	2.23	▲ 0.06	1.89	1.96	▲ 0.15	2.17	▲ 0.10	2.41	▲ 0.11	2.22	0.07	1.90	▲ 0.18	2.14	▲ 0.08
		2.17	0.17	1.84	2.03	▲ 0.27	2.07	0.03	2.35	0.21	2.07	0.03	1.84	0.08	2.07	0.07
8 有効求人倍率 受接地別・ 季節調整値	倍	1.10	▲ 0.09	1.14	1.15	▲ 0.10	1.28	▲ 0.11	1.24	▲ 0.12	1.10	▲ 0.07	0.94	▲ 0.09	1.12	▲ 0.09
		1.13	0.00	1.19	1.22	0.00	1.31	0.02	1.29	0.04	1.13	▲ 0.02	0.97	0.03	1.16	0.01
9 雇用保険 被保険者数	千人	1,784	0.3	358	503	0.0	330	▲ 0.3	301	▲ 0.3	460	▲ 0.6	452	0.9	4,430	0.1
10 雇用保険 受給者実人員	人	24,681	3,739	5,938	8,228	2.0	5,413	1.7	5,245	5.7	7,669	0.6	6,347	▲ 1.2	67,260	2.2

(注)1 1～8は新規卒除き、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分(高齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・ポ)、ただし季節調整値は前月比(%・ポ)。

報道関係者 各位

令和6年8月30日

## 【照会先】

職業安定部職業安定課

課長 岡村 克則 (内線 4901)

課長補佐 大谷 正俊 (内線 4908)

(代表電話) 092 (434) 9801

(直通電話) 092 (434) 9802

## 令和7年3月新規学校卒業者の求人・求職等状況

## ～高校新卒者の求人数が昨年度の総数を上回る～

福岡労働局は、令和7年3月に福岡県内の中学、高校、大学等を卒業する生徒・学生について、令和6年7月末現在の求人・求職等状況を取りまとめましたので、公表します。

- 高校新卒者の求人数は、20,068人（対前年同月比9.1%増）となりました。
- 高校新卒者の求職者数は、5,672人（対前年同月比0.0%減）となり、その結果、求人倍率は、3.54倍（対前年同月比0.30ポイント上昇）となりました。

## 【高校新卒者 ※】

- 求人数 20,068人（対前年同月比9.1%増）
- 求職者数 5,672人（同0.0%減）
- 求人倍率 3.54倍（同0.30ポイント上昇）
- 就職内定者数 9月16日（月）から選考開始のため公表はありません。
- 就職内定率 同上

## 【大学等新卒者】

- 求職者数 19,929人（対前年同月比1.5%減）
- 就職内定者数 10月1日（火）以降の正式内定まで公表はありません。
- 就職内定率 同上

※ 高校の求人数は、福岡県内で受理したものです。

- 公表数値等は、福岡労働局ホームページでも確認できます。

ホーム > 事例・統計情報 > 雇用保険・職業紹介関係 > 新規学校卒業者の求人・求職・就職内定等状況

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei\\_toukei/shokugyou\\_shoukai/toukei/antei13.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/antei13.html)

令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の求人・求職等状況

(令和6年7月末現在) NO. 2

2

		求 人 数			求 職 者 数			求 人 倍 率			就 職 内 定 者 数			就 職 内 定 率		
		6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差
中 学 校	合計	9	26	-65.4%	13	19	-31.6%	0.69	1.37	▲ 0.68						
	男計	/			9	15	-40.0%	/								
	女計				4	4	0.0%									
	県内希望者分	/			12	17	-29.4%	/								
	男計				8	13	-38.5%									
	女計	/			4	4	0.0%	/								
	県外希望者分				1	2	-50.0%									
	男計	/			1	2	-50.0%	/								
	女計				0	0	—									
高 等 学 校	合計	20,068	18,402	9.1%	5,672	5,674	-0.0%	3.54	3.24	0.30						
	男計	/			3,583	3,452	3.8%	/								
	女計				2,089	2,222	-6.0%									
	県内希望者分	/			4,747	4,890	-2.9%	/								
	男計				2,874	2,880	-0.2%									
	女計	/			1,873	2,010	-6.8%	/								
	県外希望者分				925	784	18.0%									
	男計	/			709	572	24.0%	/								
	女計				216	212	1.9%									

※ 中学、高校の求人数は、福岡県内で受理したものです。



管内事業所からの産業・規模別求人状況

(令和6年7月末現在)

項目	高 等 学 校 卒 業 者					
	産業・規模別	令和6年7月末現在	前年同月末現在	対前年比 (%)	求人事業所数	
					6年7月	前年同月
産 業 別	A, B農、林、漁業 (01~04)	56	53	5.7%	19	20
	C鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0		0	0
	D建設業 (06~08)	4,139	3,759	10.1%	861	835
	E製造業 (09~32)	4,755	4,704	1.1%	855	845
	09 食料品製造業	628	630	-0.3%	117	119
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	37	43	-14.0%	11	12
	11 繊維工業	73	53	37.7%	18	13
	12 木材・木製品製造業(家具除く)	36	46	-21.7%	14	16
	13 家具・装備品製造業	46	43	7.0%	20	19
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	67	72	-6.9%	17	20
	15 印刷・同関連産業	93	99	-6.1%	23	21
	16 化学工業	248	247	0.4%	41	38
	17 石油製品・石炭製品製造業	49	49	0.0%	3	3
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	248	235	5.5%	41	43
	19 ゴム製品製造業	115	129	-10.9%	14	15
	21 窯業・土石製品製造業	207	200	3.5%	41	38
	22 鉄鋼業	327	349	-6.3%	44	40
	23 非鉄金属製造業	61	65	-6.2%	17	17
	24 金属製品製造業	567	603	-6.0%	139	135
	25 はん用機械器具製造業	271	282	-3.9%	76	66
	26 生産用機械器具製造業	214	209	2.4%	46	50
	27 業務用機械器具製造業	59	48	22.9%	10	9
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	100	71	40.8%	12	13
	29 電気機械器具製造業	379	363	4.4%	67	71
	30 情報通信機械器具製造業	35	32	9.4%	5	4
	31 輸送用機械器具製造業	879	821	7.1%	70	74
	20、32 その他の製造業	16	15	6.7%	9	9
	F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	275	221	24.4%	22	18
	G情報通信業 (37~41)	228	169	34.9%	39	37
	H運輸業、郵便業 (42~49)	1,461	1,221	19.7%	154	134
	I卸売業・小売業 (50~61)	3,805	3,219	18.2%	410	375
	50~55 卸売業	823	718	14.6%	199	188
	56~61 小売業	2,982	2,501	19.2%	211	187
J金融・保険業 (62~67)	161	103	56.3%	23	20	
K不動産業、物品賃貸業 (68~70)	233	214	8.9%	40	37	
L学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	379	346	9.5%	117	91	
M宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	664	629	5.6%	82	80	
76 飲食店	476	468	1.7%	63	53	
N生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	608	641	-5.1%	101	98	
O教育、学習支援業 (81,82)	31	33	-6.1%	14	12	
P医療、福祉(83~85)	1,699	1,796	-5.4%	387	387	
Q複合サービス業 (86,87)	102	96	6.3%	19	23	
Rサービス業(他に分類されないもの) (88~96)	1,471	1,178	24.9%	182	159	
91 職業紹介・労働者派遣業	73	107	-31.8%	20	14	
92 その他の事業サービス業	862	667	29.2%	89	72	
S、T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97、98、99)	1	20	-95.0%	7	1	
合 計	20,068	18,402	9.1%	3,332	3,172	
規 模 別	29 人 以下	2,924	2,627	11.3%	1,061	963
	30 ~ 99 人	3,548	3,362	5.5%	921	891
	100 ~ 299 人	3,825	3,713	3.0%	684	675
	300 ~ 499 人	1,402	1,270	10.4%	204	198
	500 ~ 999 人	1,850	1,830	1.1%	181	175
1,000 人 以上	6,519	5,600	16.4%	281	270	

令和7年3月中学校・高等学校卒業者の求職・就職等状況

(令和6年7月末現在)

		中 学 校			高 等 学 校			学 科 別														
		計	男	女	計	男	女	商 業 科			工 業 科			農 業 科			家 庭 科 其 他			普 通 科		
								計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
求職者数	計	( 84 )	( 63 )	( 21 )	( 6,790 )	( 4,348 )	( 2,442 )	745	320	425	2,107	1,884	223	261	182	79	801	253	548	1,758	944	814
	県内	( 80 )	( 60 )	( 20 )	( 5,683 )	( 3,499 )	( 2,184 )	692	302	390	1,457	1,285	172	239	164	75	681	221	460	1,678	902	776
	県外	( 4 )	( 3 )	( 1 )	( 1,107 )	( 849 )	( 258 )	53	18	35	650	599	51	22	18	4	120	32	88	80	42	38
( 就職内定 ) 者数	計																					
	県内																					
	県外																					
( 就職内定 ) 率	計																					
	県内																					
	県外																					
前年同月就職 ( 決定 ) 率	計																					
	県内																					
	県外																					
( 前年同月差 ) ( ポイント )	計																					
	県内																					
	県外																					

※ ( ) 欄は、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない者を含めて計上。

令和7年3月新規学校卒業者の地域別求人・求職等状況

(令和6年7月末現在)

NO. 5

5

	求人数			求職者数			求人倍率			就職内定者数			就職内定率			
	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差	
中学校	県合計	9	26	-65.4%	13	19	-31.6%	0.69	1.37	▲ 0.68						
	福岡地域	9	25	-64.0%	3	7	-57.1%	3.00	3.57	▲ 0.57						
	北九州地域	0	0	—	4	6	-33.3%	0.00	0.00	0.00						
	筑豊地域	0	0	—	0	1	-100.0%	—	0.00	—						
	筑後地域	0	1	-100.0%	6	5	20.0%	0.00	0.20	▲ 0.20						
高等学校	県合計	20,068	18,402	9.1%	5,672	5,674	-0.0%	3.54	3.24	0.30						
	福岡地域	9,355	8,186	14.3%	1,848	1,794	3.0%	5.06	4.56	0.50						
	北九州地域	4,914	4,749	3.5%	1,805	1,911	-5.5%	2.72	2.49	0.23						
	筑豊地域	1,470	1,464	0.4%	674	707	-4.7%	2.18	2.07	0.11						
	筑後地域	4,329	4,003	8.1%	1,345	1,262	6.6%	3.22	3.17	0.05						

令和7年3月新規大学等卒業者の求人・求職等状況（男・女別）

（令和6年7月末現在）

NO. 6

の

	学校への推薦依頼数累計			全求職者数			就職内定者数			就職内定率		
	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差
大学等合計	818,510	803,892	1.8%	19,929	20,236	-1.5%						
男	*	*	*	9,149	9,217	-0.7%						
女	*	*	*	10,780	11,019	-2.2%						
高等専門学校	16,897	14,595	15.8%	396	414	-4.3%						
男	*	*	*	281	297	-5.4%						
女	*	*	*	115	117	-1.7%						
短期大学	60,853	56,235	8.2%	2,201	2,945	-25.3%						
男	*	*	*	288	419	-31.3%						
女	*	*	*	1,913	2,526	-24.3%						
大 学	740,760	733,062	1.1%	17,332	16,877	2.7%						
男	*	*	*	8,580	8,501	0.9%						
女	*	*	*	8,752	8,376	4.5%						

※ 推薦依頼数累計については、求人事業主から大学等に推薦依頼が行われた求人数の累計です。

令和7年3月新規大学等卒業者の求人・求職等状況（文・理系別）

（令和6年7月末現在）

NO. 7

	学校への推薦依頼数累計			全 求 職 者 数			就職内定者数			就職内定率		
	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年比	6年7月	前年同月	前年差
大学等合計	818,510	803,892	1.8%	19,929	20,236	-1.5%						
文系	520,219	487,363	6.7%	13,967	14,200	-1.6%						
理系	298,291	316,529	-5.8%	5,962	6,036	-1.2%						
高等専門学校	16,897	14,595	15.8%	396	414	-4.3%						
文系	—	—	—	—	—	—						
理系	16,897	14,595	15.8%	396	414	-4.3%						
短期大学	60,853	56,235	8.2%	2,201	2,945	-25.3%						
文系	49,351	46,001	7.3%	2,025	2,762	-26.7%						
理系	11,502	10,234	12.4%	176	183	-3.8%						
大 学	740,760	733,062	1.1%	17,332	16,877	2.7%						
文系	470,868	441,362	6.7%	11,942	11,438	4.4%						
理系	269,892	291,700	-7.5%	5,390	5,439	-0.9%						

※ 推薦依頼数累計は、求人事業主から大学等に推薦依頼が行われた求人数の累計です。

# 高等学校卒業生

管内事業所からの産業・規模別求人状況

(令和6年7月末現在)

福岡地域

項目	高等学校卒業生					
	産業・規模別	令和6年7月末現在	前年同月末現在	対前年比 (%)	求人事業所数	
					6年7月	前年同月
産 業 別	A, B農、林、漁業 (01~04)	26	24	8.3%	7	6
	C鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0		0	0
	D建設業 (06~08)	2,485	2,209	12.5%	437	387
	E製造業 (09~32)	1,024	1,022	0.2%	232	229
	09 食料品製造業	287	281	2.1%	51	52
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	15	17	-11.8%	4	4
	11 繊維工業	10	3	233.3%	2	1
	12 木材・木製品製造業(家具除く)	6	11	-45.5%	2	4
	13 家具・装備品製造業	5	4	25.0%	3	3
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	30	29	3.4%	7	8
	15 印刷・同関連産業	60	62	-3.2%	13	13
	16 化学工業	13	6	116.7%	4	3
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	2		0	1
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	52	38	36.8%	11	10
	19 ゴム製品製造業	3	2	50.0%	2	1
	21 窯業・土石製品製造業	57	65	-12.3%	9	10
	22 鉄鋼業	5	8	-37.5%	3	3
	23 非鉄金属製造業	2	2	0.0%	1	1
	24 金属製品製造業	192	193	-0.5%	44	40
	25 はん用機械器具製造業	48	70	-31.4%	19	15
	26 生産用機械器具製造業	27	32	-15.6%	8	9
	27 業務用機械器具製造業	18	14	28.6%	7	5
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	16	13	23.1%	4	5
	29 電気機械器具製造業	103	95	8.4%	22	25
	30 情報通信機械器具製造業	1	1	0.0%	1	1
	31 輸送用機械器具製造業	67	67	0.0%	11	11
	20、32 その他の製造業	7	7	0.0%	4	4
	F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	243	202	20.3%	13	12
	G情報通信業 (37~41)	160	113	41.6%	28	26
	H運輸業、郵便業 (42~49)	936	779	20.2%	75	62
	I卸売業・小売業 (50~61)	1,805	1,374	31.4%	216	188
	50~55 卸売業	513	391	31.2%	124	106
56~61 小売業	1,292	983	31.4%	92	82	
J金融・保険業 (62~67)	128	71	80.3%	10	10	
K不動産業、物品賃貸業 (68~70)	106	133	-20.3%	20	19	
L学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	206	163	26.4%	69	47	
M宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	440	420	4.8%	47	49	
76 飲食店	311	312	-0.3%	41	36	
N生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	262	265	-1.1%	45	41	
O教育、学習支援業 (81,82)	14	10	40.0%	3	2	
P医療、福祉(83~85)	586	608	-3.6%	112	115	
Q複合サービス業 (86,87)	37	38	-2.6%	8	9	
Rサービス業(他に分類されないもの) (88~96)	896	735	21.9%	102	88	
91 職業紹介・労働者派遣業	29	70	-58.6%	8	9	
92 その他の事業サービス業	747	558	33.9%	61	50	
S、T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97、98、99)	1	20	-95.0%	1	1	
合計	9,355	8,186	14.3%	1,425	1,291	
規 模 別	29人以下	1,418	1,243	14.1%	429	364
	30~99人	1,535	1,305	17.6%	386	355
	100~299人	1,569	1,497	4.8%	267	256
	300~499人	631	587	7.5%	94	91
	500~999人	876	813	7.7%	89	85
	1,000人以上	3,326	2,741	21.3%	160	140

高等学校卒業生

管内事業所からの産業・規模別求人状況

(令和6年7月末現在)

北九州地域

項目	高等学校卒業生					
	産業・規模別	令和6年7月末現在	前年同月末現在	対前年比 (%)	求人事業所数	
					6年7月	前年同月
A, B農、林、漁業 (01~04)	6	5	20.0%	3	2	
C鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0		0	0	
D建設業 (06~08)	817	769	6.2%	182	185	
E製造業 (09~32)	1,917	1,893	1.3%	284	274	
09 食料品製造業	85	82	3.7%	16	14	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	2	1	100.0%	1	1	
11 繊維工業	9	2	350.0%	2	1	
12 木材・木製品製造業(家具除く)	2	3	-33.3%	1	1	
13 家具・装備品製造業	6	2	200.0%	2	1	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	15	16	-6.3%	4	5	
15 印刷・同関連産業	21	19	10.5%	6	4	
16 化学工業	89	91	-2.2%	17	14	
17 石油製品・石炭製品製造業	48	47	2.1%	2	2	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	117	110	6.4%	11	11	
19 ゴム製品製造業	15	15	0.0%	1	2	
21 窯業・土石製品製造業	114	105	8.6%	20	17	
22 鉄鋼業	305	326	-6.4%	34	31	
23 非鉄金属製造業	23	20	15.0%	8	8	
24 金属製品製造業	182	171	6.4%	47	46	
25 はん用機械器具製造業	137	131	4.6%	26	25	
26 生産用機械器具製造業	15	20	-25.0%	6	6	
27 業務用機械器具製造業	9	5	80.0%	2	2	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	7	-0.0%	3	3	
29 電気機械器具製造業	203	215	-5.6%	33	34	
30 情報通信機械器具製造業	5	9	-44.4%	2	2	
31 輸送用機械器具製造業	502	491	2.2%	37	41	
20、32 その他の製造業	6	5	20.0%	3	3	
F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	27	15	80.0%	6	3	
G情報通信業 (37~41)	18	19	-5.3%	6	5	
H運輸業、郵便業 (42~49)	385	325	18.5%	56	54	
I卸売業・小売業 (50~61)	449	446	0.7%	78	78	
50~55 卸売業	145	153	-5.2%	34	38	
56~61 小売業	304	293	3.8%	44	40	
J金融・保険業 (62~67)	21	21	0.0%	5	6	
K不動産業、物品賃貸業 (68~70)	70	53	32.1%	9	8	
L学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	59	75	-21.3%	23	23	
M宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	44	54	-18.5%	10	11	
76 飲食店	22	34	-35.3%	5	5	
N生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	101	105	-3.8%	22	25	
O教育、学習支援業 (81,82)	12	16	-25.0%	4	6	
P医療、福祉(83~85)	499	584	-14.6%	96	113	
Q複合サービス業 (86,87)	26	13	100.0%	2	4	
Rサービス業(他に分類されないもの) (88~96)	463	356	30.1%	44	42	
91 職業紹介・労働者派遣業	21	25	-16.0%	10	3	
92 その他の事業サービス業	100	99	1.0%	22	18	
S、T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97、98、99)	0	0		0	0	
合計	4,914	4,749	3.5%	830	839	
規模別	29人以下	573	535	7.1%	217	219
	30~99人	900	985	-8.6%	232	243
	100~299人	1,228	1,193	2.9%	208	209
	300~499人	357	301	18.6%	53	49
	500~999人	405	393	3.1%	44	44
1,000人以上	1,451	1,342	8.1%	76	75	



高等学校卒業生

管内事業所からの産業・規模別求人状況

(令和6年7月末現在)

筑豊地域

項目	高等学校卒業生					
	産業・規模別	令和6年7月末現在	前年同月末現在	対前年比 (%)	求人事業所数	
					6年7月	前年同月
産 業	A, B農、林、漁業 (01~04)	0	0		0	0
	C鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0		0	0
	D建設業 (06~08)	247	193	28.0%	72	55
	E製造業 (09~32)	756	730	3.6%	116	117
	09 食料品製造業	95	97	-2.1%	14	12
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0		0	0
	11 繊維工業	16	17	-5.9%	4	4
	12 木材・木製品製造業(家具除く)	16	15	6.7%	4	3
	13 家具・装備品製造業	0	1		0	1
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	2	50.0%	1	1
	15 印刷・同関連産業	0	4		0	1
	16 化学工業	81	63	28.6%	4	6
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	0		1	0
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	33	34	-2.9%	9	9
	19 ゴム製品製造業	10	13	-23.1%	5	5
	21 窯業・土石製品製造業	12	13	-7.7%	4	5
	22 鉄鋼業	12	7	71.4%	4	3
	23 非鉄金属製造業	4	2	100.0%	1	1
	24 金属製品製造業	120	162	-25.9%	23	26
	25 はん用機械器具製造業	46	45	2.2%	16	14
	26 生産用機械器具製造業	21	17	23.5%	7	6
	27 業務用機械器具製造業	0	0		0	0
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	36	32	12.5%	2	3
	29 電気機械器具製造業	15	11	36.4%	4	3
	30 情報通信機械器具製造業	0	0		0	0
	31 輸送用機械器具製造業	235	195	20.5%	13	14
	20、32 その他の製造業	0	0		0	0
	F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	0	0		0	0
	G情報通信業 (37~41)	0	0		0	0
	H運輸業、郵便業 (42~49)	29	19	52.6%	4	4
	I卸売業・小売業 (50~61)	105	191	-45.0%	24	27
	50~55 卸売業	16	29	-44.8%	9	8
56~61 小売業	89	162	-45.1%	15	19	
J金融・保険業 (62~67)	0	1		0	1	
K不動産業、物品賃貸業 (68~70)	11	10	10.0%	4	2	
L学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	2	1	100.0%	2	1	
M宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	22	16	37.5%	5	4	
76 飲食店	16	16	0.0%	4	4	
N生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	42	58	-27.6%	11	10	
O教育、学習支援業 (81,82)	0	0		0	0	
P医療、福祉(83~85)	201	206	-2.4%	51	54	
Q複合サービス業 (86,87)	5	10	-50.0%	1	2	
Rサービス業(他に分類されないもの) (88~96)	50	29	72.4%	11	8	
91 職業紹介・労働者派遣業	23	8	187.5%	1	1	
92 その他の事業サービス業	5	0		1	0	
S、T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97、98、99)	0	0		0	0	
合計	1,470	1,464	0.4%	301	285	
規 模 別	29人以下	309	216	43.1%	119	88
	30~99人	301	273	10.3%	79	72
	100~299人	272	300	-9.3%	61	63
	300~499人	141	122	15.6%	18	19
	500~999人	154	215	-28.4%	13	19
1,000人以上	293	338	-13.3%	11	24	

# 高等学校卒業生

管内事業所からの産業・規模別求人状況

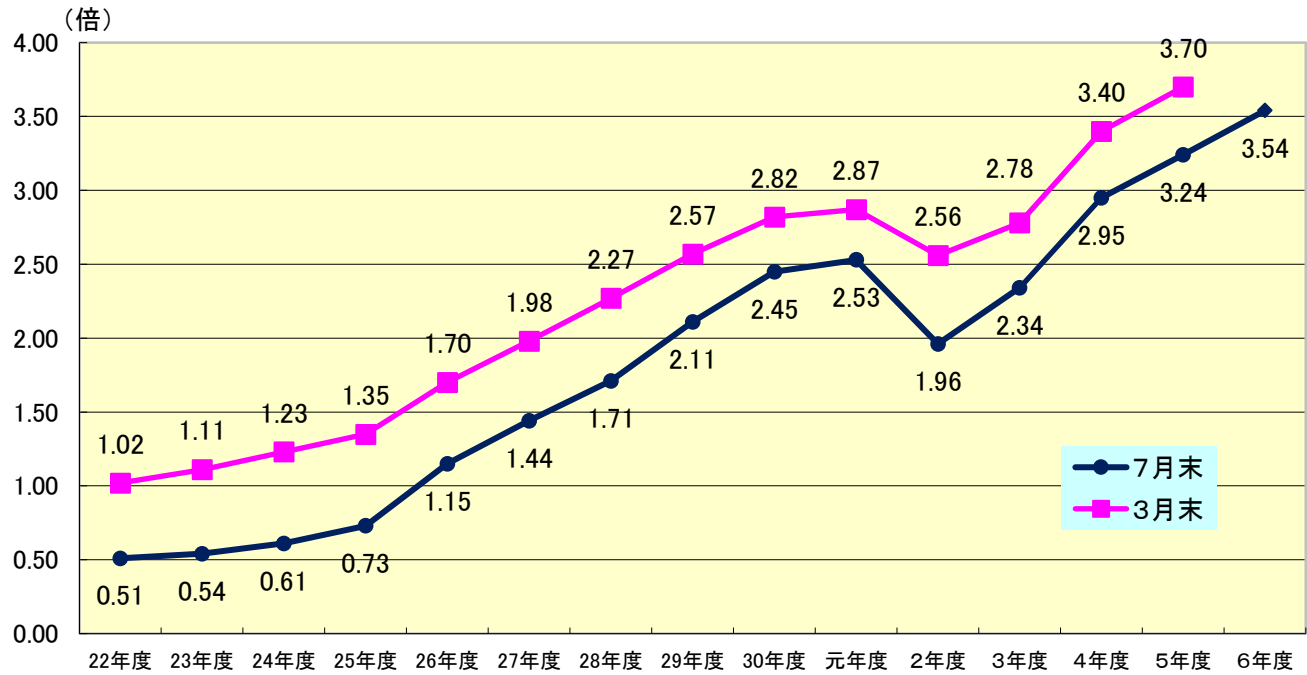
(令和6年7月末現在)

筑後地域

項目	高 等 学 校 卒 業 者					
	産業・規模別	令和6年7月末現在	前年同月末現在	対前年比 (%)	求人事業所数	
					6年7月	前年同月
産 業 別	A, B農、林、漁業 (01~04)	24	24	0.0%	9	12
	C鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0		0	0
	D建設業 (06~08)	590	588	0.3%	170	208
	E製造業 (09~32)	1,058	1,059	-0.1%	223	225
	09 食料品製造業	161	170	-5.3%	36	41
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	20	25	-20.0%	6	7
	11 繊維工業	38	31	22.6%	10	7
	12 木材・木製品製造業(家具除く)	12	17	-29.4%	7	8
	13 家具・装備品製造業	35	36	-2.8%	15	14
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	19	25	-24.0%	5	6
	15 印刷・同関連産業	12	14	-14.3%	4	3
	16 化学工業	65	87	-25.3%	16	15
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0		0	0
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	46	53	-13.2%	10	13
	19 ゴム製品製造業	87	99	-12.1%	6	7
	21 窯業・土石製品製造業	24	17	41.2%	8	6
	22 鉄鋼業	5	8	-37.5%	3	3
	23 非鉄金属製造業	32	41	-22.0%	7	7
	24 金属製品製造業	73	77	-5.2%	25	23
	25 はん用機械器具製造業	40	36	11.1%	15	12
	26 生産用機械器具製造業	151	140	7.9%	25	29
	27 業務用機械器具製造業	32	29	10.3%	1	2
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	41	19	115.8%	3	2
	29 電気機械器具製造業	58	42	38.1%	8	9
	30 情報通信機械器具製造業	29	22	31.8%	2	1
	31 輸送用機械器具製造業	75	68	10.3%	9	8
	20、32 その他の製造業	3	3	0.0%	2	2
	F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	5	4	25.0%	3	3
	G情報通信業 (37~41)	50	37	35.1%	5	6
	H運輸業、郵便業 (42~49)	111	98	13.3%	19	14
	I卸売業・小売業 (50~61)	1,446	1,208	19.7%	92	82
	50~55 卸売業	149	145	2.8%	32	36
56~61 小売業	1,297	1,063	22.0%	60	46	
J金融・保険業 (62~67)	12	10	20.0%	8	3	
K不動産業、物品賃貸業 (68~70)	46	18	155.6%	7	8	
L学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	112	107	4.7%	23	20	
M宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	158	139	13.7%	20	16	
76 飲食店	127	106	19.8%	13	8	
N生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	203	213	-4.7%	23	22	
O教育、学習支援業 (81,82)	5	7	-28.6%	7	4	
P医療、福祉(83~85)	413	398	3.8%	128	105	
Q複合サービス業 (86,87)	34	35	-2.9%	8	8	
Rサービス業(他に分類されないもの) (88~96)	62	58	6.9%	25	21	
91 職業紹介・労働者派遣業	0	4		1	1	
92 その他の事業サービス業	10	10	0.0%	5	4	
S、T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97、98、99)	0	0		6	0	
合 計	4,329	4,003	8.1%	776	757	
規 模 別	29人以下	624	633	-1.4%	296	292
	30~99人	812	799	1.6%	224	221
	100~299人	756	723	4.6%	148	147
	300~499人	273	260	5.0%	39	39
	500~999人	415	409	1.5%	35	27
	1,000人以上	1,449	1,179	22.9%	34	31

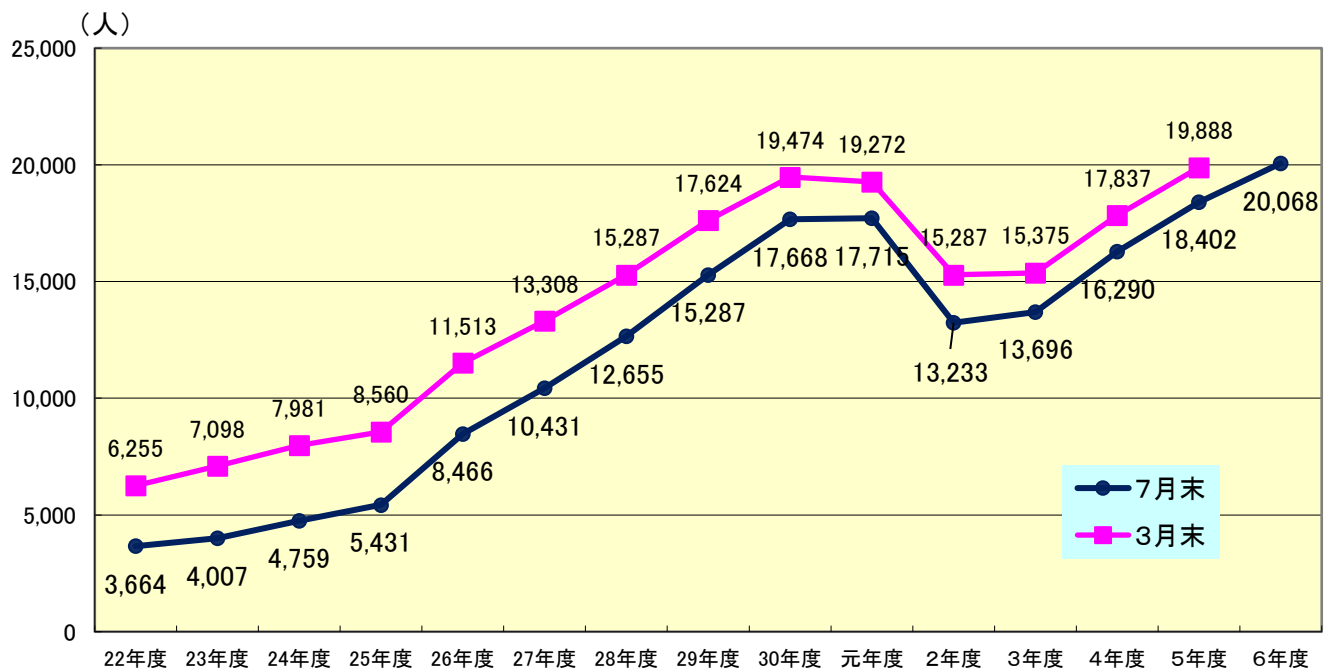
# 新規高卒者の求人・求職・就職状況の推移

## 1 求人倍率の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7月末	0.51	0.54	0.61	0.73	1.15	1.44	1.71	2.11	2.45	2.53	1.96	2.34	2.95	3.24	3.54
3月末	1.02	1.11	1.23	1.35	1.70	1.98	2.27	2.57	2.82	2.87	2.56	2.78	3.40	3.70	

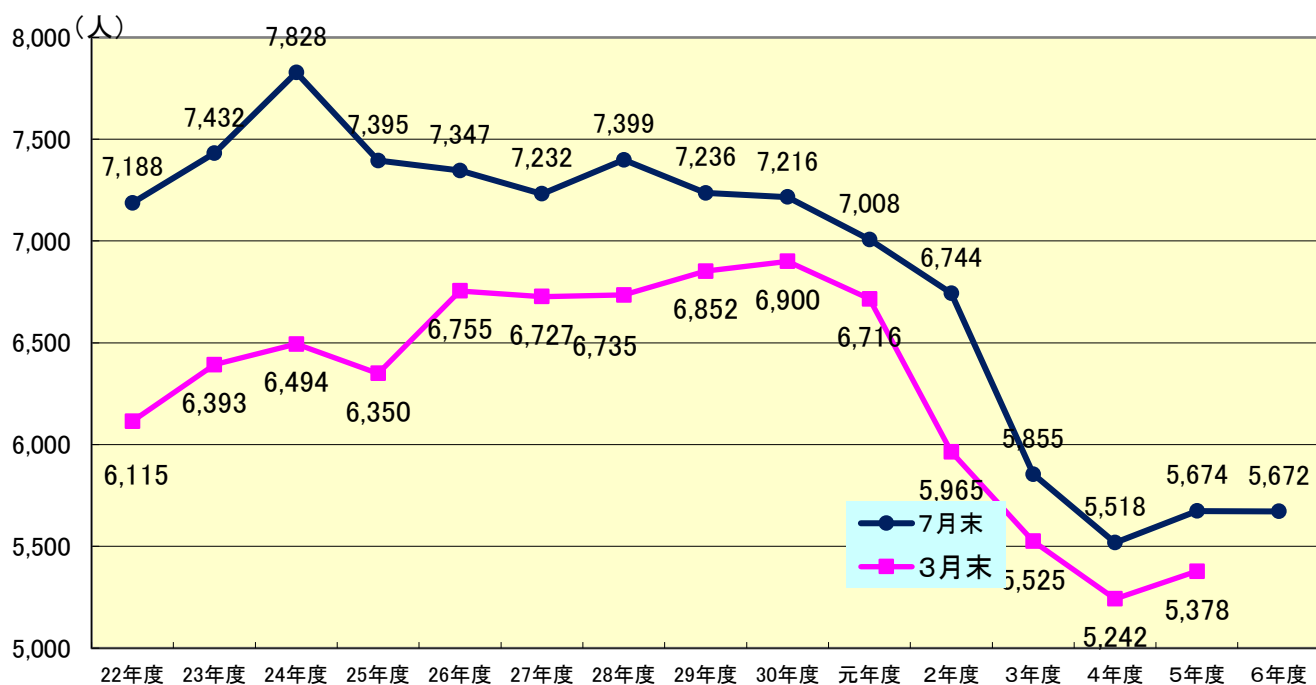
## 2 県内求人数の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7月末	3,664	4,007	4,759	5,431	8,466	10,431	12,655	15,287	17,668	17,715	13,233	13,696	16,290	18,402	20,068
3月末	6,255	7,098	7,981	8,560	11,513	13,308	15,287	17,624	19,474	19,272	15,287	15,375	17,837	19,888	

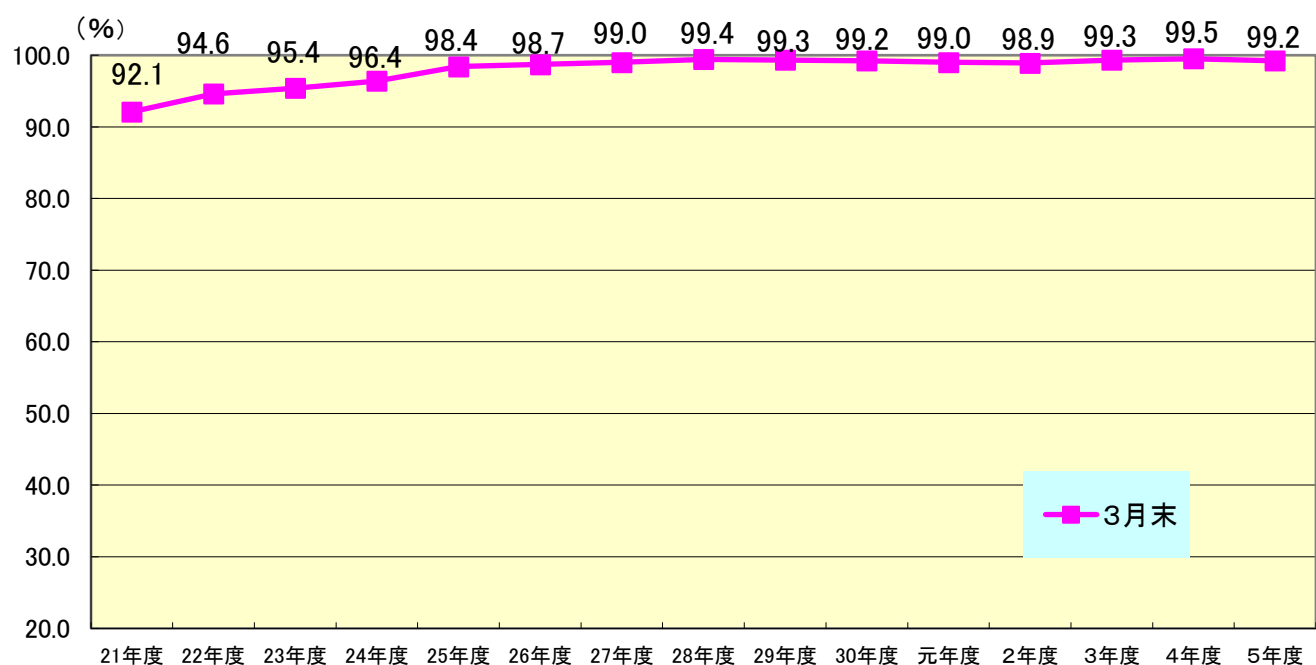
# 新規高卒者の求人・求職・就職状況の推移

## 3 求職者数の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7月末	7,188	7,432	7,828	7,395	7,347	7,232	7,399	7,236	7,216	7,008	6,744	5,855	5,518	5,674	5,672
3月末	6,115	6,393	6,494	6,350	6,755	6,727	6,735	6,852	6,900	6,716	5,965	5,525	5,242	5,378	

## 4 就職内定率の推移



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
3月末	92.1	94.6	95.4	96.4	98.4	98.7	99.0	99.4	99.3	99.2	99.0	98.9	99.3	99.5	99.2

令和6年8月30日

【照会先】労働基準部 健康課

課長 阿部 佳之

課長補佐 舟木 裕人

電話 092 (411) 4549

報道関係者 各位

## 全国労働衛生週間を実施します！

### ～ 「推してます みんな笑顔の 健康職場」 ～

厚生労働省では、10月1日から7日までの間、「全国労働衛生週間」を実施します。

労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行による一般健康診断の有所見率の上昇や疾病を抱えながら働く労働者の増加、女性の就業率上昇に伴う働く女性の健康問題への対応、熱中症や腰痛など気候変動や高齢化等の要因による業務上疾病の増加などが課題になっており、こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けることができる職場環境づくりの推進が重要です。

また、精神障害による労災認定件数は全国で883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

加えて、化学物質対策では、リスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施が必要です。

このような背景を踏まえ、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことのできるような愛される職場づくりを目指すため、今年度のスローガンを

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

として掲げ、福岡労働局と管内の各労働基準監督署は、県内の災害防止団体等と協力して労働衛生週間に係る説明会を開催し、事業場における労働衛生意識の高揚や自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を呼び掛けることとしています。

なお、全国労働衛生週間をより効果的なものとするために、9月1日から9月30日までを準備期間として、事業場における日常の労働衛生活動の総点検を行っていただくこととしています。

併せて9月は、「職場の健康診断実施強化月間」として、健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取等、労働者の健康管理の取組を推進します。

※ 以下の資料を参考添付します。

資料No.1 第75回 全国労働衛生週間（リーフレット）、資料No.2 令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

資料No.3 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です、資料No.4 メンタルヘルスケアに取り組みましょう

# 第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます  
みんな笑顔の 健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



## 転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

- 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)





## 令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス)の推進

- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日~9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
  - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
  - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
    - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
    - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
    - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
    - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
  - c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底

- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と

#### 仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

#### (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
- d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

#### (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

#### (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

#### (サ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

#### イ 労働衛生 3 管理の推進等

#### (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康



に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) じん肺健康診断の着実な実施
  - (d) 離職後の健康管理の推進
  - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

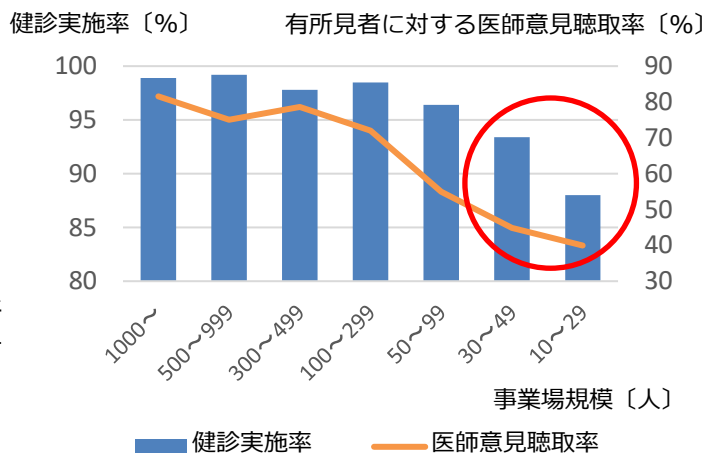
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



## ＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



（出典：令和4年労働安全衛生調査）

## ＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2. 医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

## 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。  
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。  
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。  
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。  
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。  
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。  
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
  - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進  
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組  
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
  - (3) 職場におけるがん検診の推進  
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨  
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知  
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施  
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
  - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進  
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知  
イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用  
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
  - (5) 眼科検診等の実施の推進  
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進  
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
  - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進  
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等  
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組  
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
  - (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



# メンタルヘルスケアに取り組みましょう。

## ～職場におけるメンタルヘルス対策のポイント～

厳しい経済・雇用情勢の中にあつて、職場や仕事で強い不安、ストレスを感じている労働者が8割に達しています。また、精神障害等に係る労災請求や自殺者数も依然として高水準で推移しています。適切に労働衛生管理を行い、積極的にメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

### 精神障害等に係る労災請求・認定状況

請求件数は、平成では年間2,000件を超えることはありませんでしたが、令和に入って大幅に増加し、令和5年は3,575件となっています。

認定件数は、平成26年から令和元年まで500件前後を推移していましたが、令和5年は883件と過去最高となっています。

### 職業生活でのストレス等の状況

強い不安・悩み・ストレスとなっていることがある労働者の割合は、令和5年は82.7%となっており、高い比率となっています。

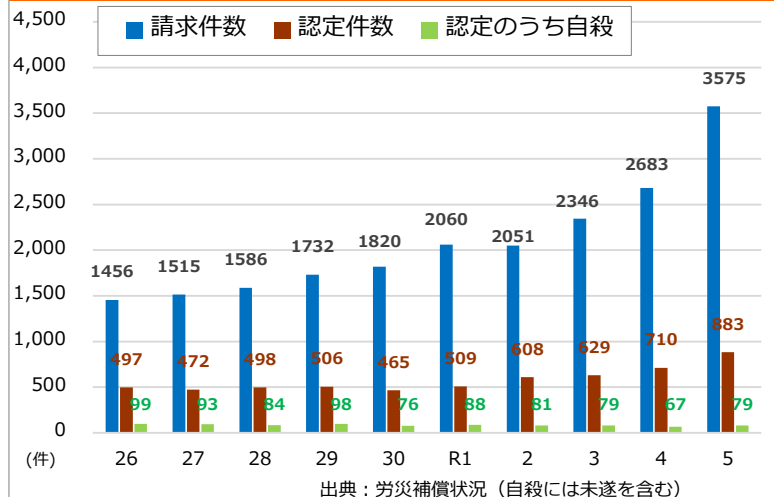
強い不安、悩み、ストレスの内容は仕事の質・量が66.7%、次いで仕事の失敗、責任の発生等が39.7%、対人関係（セクハラ・パワハラを含む）が29.6%、顧客、取引先からのクレームが26.6%と続いています。

### 4つのケア

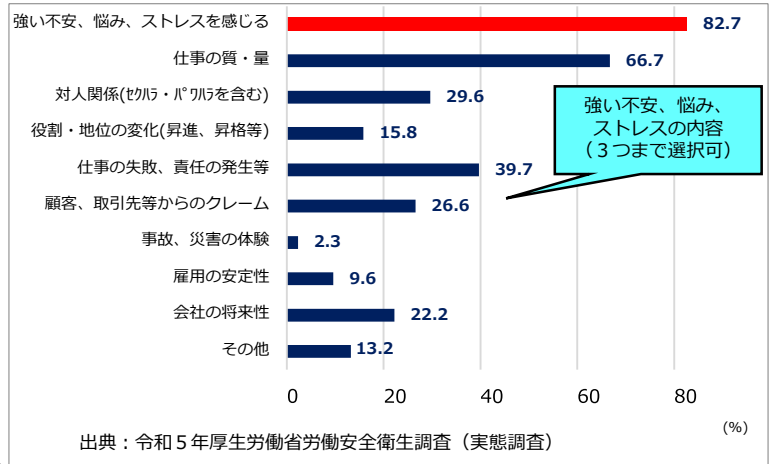
事業者は労働契約法第5条、労働安全衛生法第69条に基づき積極的に労働者の心の健康の保持増進を図ることが求められており、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）に基づいて実施可能なものから取り組むことが重要です。また、労働者自身によるセルフケア、管理監督者などのラインによるケア、産業医等の事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの4つのケアが重要とされています。

- (1)教育研修には、労働者、管理監督者、産業保健スタッフへの教育が含まれます。
- (2)職場環境等の把握と改善には、ストレスチェックの集団分析が含まれます。
- (3)メンタルヘルス不調への気付きと対応には、相談対応や家族による気付きや支援の促進が含まれます。
- (4)職場復帰における支援には、復帰プログラムの策定と実施が挙げられます。

### 精神障害等の労災補償状況

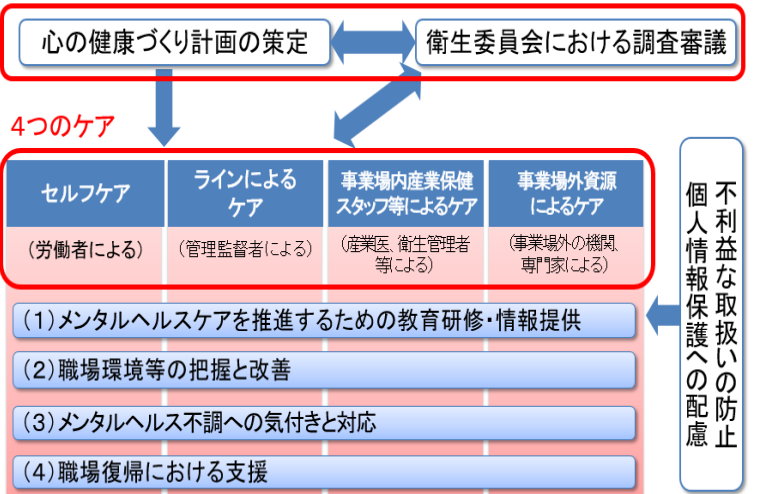


### 職業生活でのストレス等の状況



### 労働者の心の健康の保持増進のための指針（概念図）

#### 事業場内の体制整備



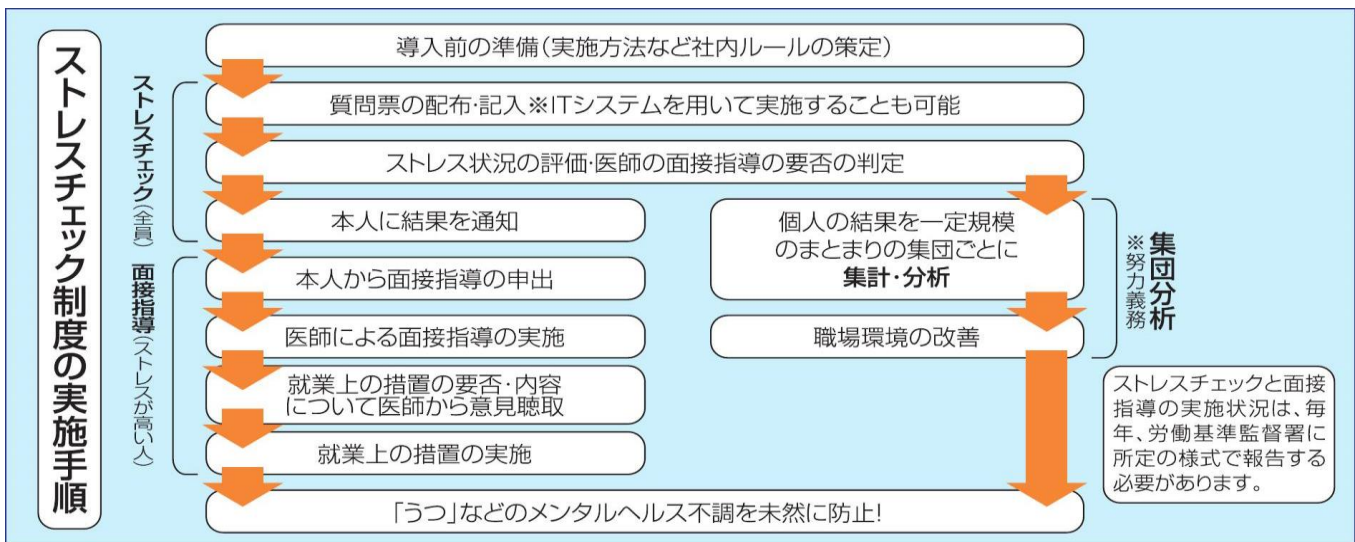
# ストレスチェック制度の概要

## ストレスチェックの実施等は事業者の義務

ストレスチェックは、メンタルヘルス対策の4つのケアのうち、労働者自身のストレスへの気づきを促すセルフケアであり、一次予防を主な目的としています。

さらに、集団分析を行い、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることが求められています。

- 事業者は、労働安全衛生法第66条の10第1項に基づき、常時使用する労働者に対して1年に1回、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行う必要があります。なお、労働者数50人未満の事業場は当面の間、努力義務となっていますが、セルフケアはメンタルヘルス対策としての効果が高いことから、積極的に実施することが求められます。
- ストレスチェック結果は、ストレスチェックを実施した医師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されています。
- ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが必要です。また、申し出を理由とする不利益な取扱いは禁止されています。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが必要です。



## ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

### ① 準備

- トップによる方針の表明
- 実施方法・体制等を衛生委員会で検討 → 労働者への説明
- 実施者の選定(医師、保健師等)

### ② ストレスチェックの実施

※実施者が実施

- ストレスチェックを実施 → 結果を労働者に通知 → セルフケアの案内
- 高ストレス者のうち面接指導を受ける必要があると認められた者に対し、面接指導の案内

### ③ 面接指導

- 面接指導対象者からの申出に基づき、医師による面接指導の実施
- 医師からの意見聴取、就業上の措置(必要な場合)

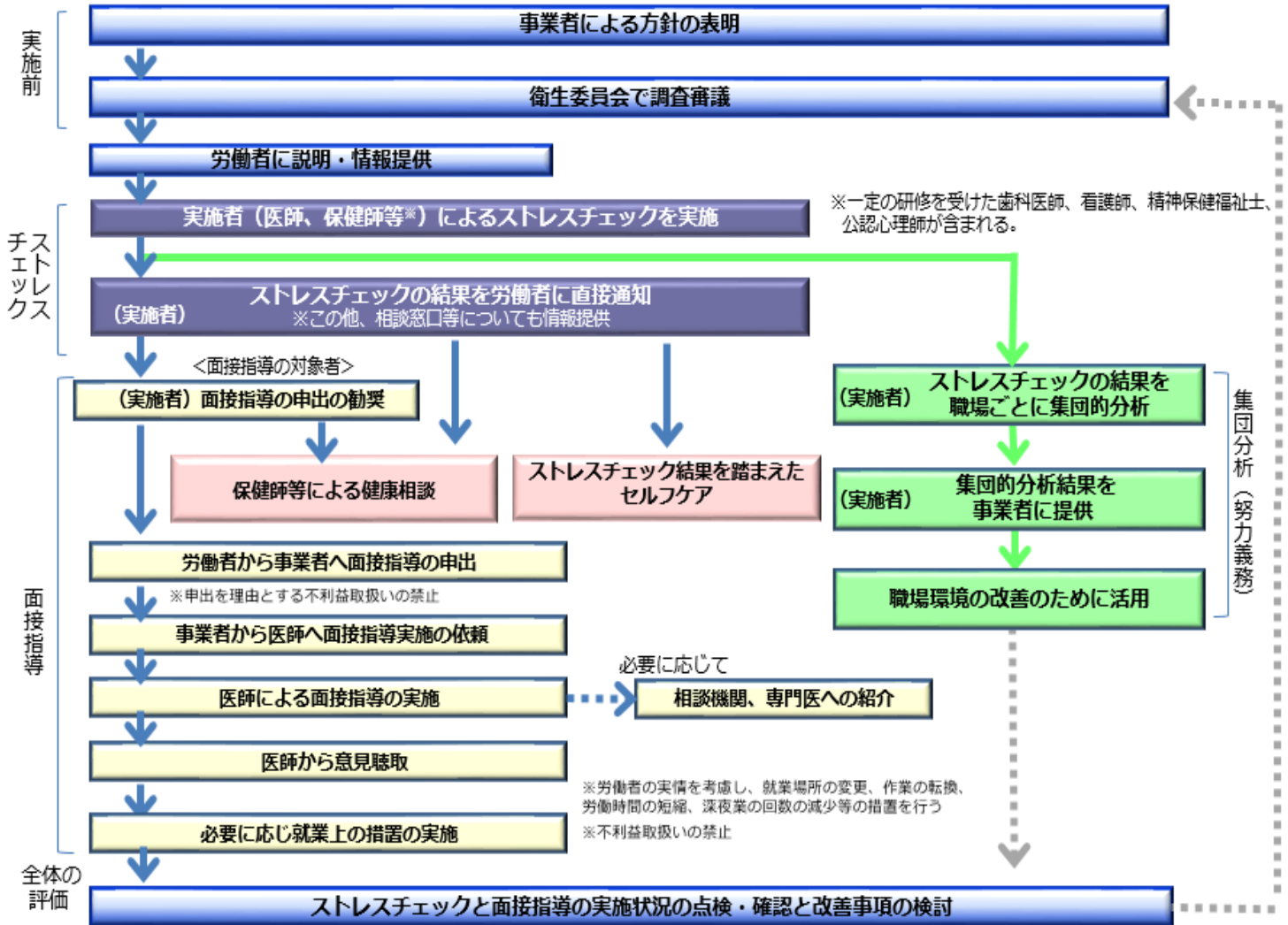
### ④ 集団分析(努力義務)

- ストレスチェックの結果を職場毎に集団分析し、職場環境の改善に活用

### 【留意点】

- ・ できる限り産業医を実施者又は共同実施者とする
- ・ 面接指導の申出を理由とする不利益取扱いをしない

# ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



## 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

- A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならぬ
  2. 時間内に仕事が処理しきれない
  3. 一生懸命働かなければならぬ
  4. かなり注意を集中する必要がある
  5. 高度の知識や技術が必要なものが多い仕事だ
  6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
  7. からだを大変よく使う仕事だ
  8. 自分のペースで仕事ができる
  9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
  10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
  11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
  12. 私の部署内で意見の食い違いがある
  13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない
  14. 私の職場の雰囲気は友好的である
  15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない
  16. 仕事の内容は自分にあっていない
  17. 働きがいのある仕事だ
- B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
1. 活気がわいてくる
  2. 元気がいっぱいだ
  3. 生き生きする
  4. 怒りを感じる
  5. 内心腹立たしい
  6. イライラしている
  7. ひどく疲れた
  8. へとへとだ
  9. だるい
  10. 気がはりつめている
  11. 不安だ
  12. 落ち着かない

13. ゆうつだ
  14. 何をしても面倒だ
  15. 物事に集中できない
  16. 気分が晴れない
  17. 仕事を手につかぬ
  18. 悲しいと感じる
  19. めまいがする
  20. 体のふしふしが痛む
  21. 頭が重かったり頭痛がする
  22. 首筋や肩がこる
  23. 腰が痛い
  24. 目が疲れる
  25. 動悸や息切れがする
  26. 胃腸の具合が悪い
  27. 食欲がない
  28. 便秘や下痢をする
  29. よく眠れない
- C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
- 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？
4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等
- あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？
7. 上司
  8. 職場の同僚
  9. 配偶者、家族、友人等
- D 満足度について
1. 仕事に満足だ
  2. 家庭生活に満足だ
- 【回答肢(4段階)】
- A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう
  - B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった
  - C 非常に/かなり/多少/全くない
  - D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足
- ※出典：ストレスチェック指針(平成27年4月)

＜評価結果（点数）について＞

項目	評価点（合計）
ストレスの要因に関する項目	00点
心身のストレス反応に関する項目	00点
周囲のサポートに関する項目	00点
合計	00点

ストレスチェックの項目は、次の3領域を含むことが必要です。

### ①仕事のストレス要因

職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目

### ②心身のストレス反応

心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

### ③周囲のサポート

職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

この3領域を含んでいれば実施者の意見及び衛生委員会等での調査審議を踏まえて、事業者の判断により選択することができます。



# メンタルヘルス対策のポイント

## ポイント1 労働者の気づきを支援しましょう

労働者自身がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要です。なお、**担当者、管理監督者自身も、自らの不調に注意しましょう。**

※ 職業性ストレス簡易調査票等のツールを利用して労働者のメンタルヘルスチェックを行いましょう。（本ページ最下段の働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を参照してください。）

## ポイント2 事業場内の取組体制を整備しましょう

### ① メンタルヘルス推進担当者の選任

メンタルヘルスケアの推進の実務を担当する「メンタルヘルス推進担当者」を選任し、担当者を中心にメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

### ② 衛生委員会等での調査審議の徹底

衛生委員会等で、「心の健康づくり計画」の策定や心の健康に関する職場環境等の改善及びメンタルヘルス不調者への対応などについて十分調査審議を行いましょう。

※心の健康づくり計画とは、「事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明」、「事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任」及び「教育研修の実施」等について定めて実行するものです。

## ポイント3 管理監督者はメンタルヘルス不調の予防、早期発見に努めましょう

メンタルヘルス不調の予防、不調者への早期対応のためには、労働者自身のみならず、労働者と日常接している管理監督者（職場の上司等）の役割が重要です。

- ①事業者は、管理監督者に対し、メンタルヘルス対策に係る教育研修を実施
- ②管理監督者は、作業環境、作業方法、労働時間、仕事の量と質、職場の人間関係等の職場環境での問題点を日頃から把握し、その改善に努める
- ③管理監督者は、日頃から労働者から自発的な相談を持ちかけられるよう仕事を通じての信頼関係を築くように努める
- ④管理監督者は、部下の性格、行動、その他の特徴をつかみ、これらに変化や日常からのズレに気づいたときは、声を掛け、話を聞いてみる
- ⑤管理監督者は、部下の問題行動等に気づいたら、個人情報保護等に配慮したうえで、担当者、産業医等への相談や受診を促す

## ポイント4 職場復帰支援プログラムを策定しましょう

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、就業を継続できるようにするため、職場復帰支援プログラムを策定し、労働者に周知しましょう。

## ポイント5 外部の医療機関、専門相談機関等を利用しましょう

労働者のメンタルヘルス不調に気づいたら（産業医がいる場合は産業医を通じ）、個人情報保護し、労働者の意思を尊重しながら精神科医等の専門家に相談。意見を聴き、その労働者等に対して、専門家への受診を勧める等の必要な指導を行いましょう。また、以下の専門相談機関等を利用し、メンタルヘルス不調者を出さないよう取り組みましょう。

### 福岡産業保健総合支援センター

事業主や労働者からのメンタルヘルスに関する相談のアドバイス  
メンタルヘルス対策の導入に関する個別訪問支援  
職場復帰支援プログラムの作成に関する支援  
専門家による労働衛生研修会（博多会場、北九州会場、オンライン）

福岡産業保健

検索



### こころの耳

メンタルヘルス対策全般、ストレスチェック、  
働く方ご自身の職場における疲労蓄積度セルフチェック

こころの耳

検索

